

(明治二十五年五月十六日遞信省認可)

REVUE
DE LA
PÉNITENTIAIRE DU JAPON

每月壹圓發行

大日本監獄雜誌

第四十八號

明治廿五年五月發兌

石川三造著

全一冊

本朝警人傳

明治廿五年二月十五日出版(定價金三拾錢)

發行所 東京神田區柳原 普及舍

教育時論

每月三回五ノ日發行○代價一冊金五錢
○十冊前金四拾八錢○郵便ハ別ニ申受
東京神田區柳原 開發社

文陣

每月一回發行
一冊代金五錢

發行所

日本橋區小網町四 螢雪學會
丁目甲津學舍內

日本魂

每月三回發行
一冊代價貳錢

發行所

廣島縣廣島市 神宮教 本部
大手町五丁目 教館

回天

每月二回(七日二十日)發行一部代金五錢十
部前金四拾五錢二十部前金八拾錢

發行所

東京京橋區三十間 回天社
堀二丁目一番地

教學論集

自初編(既刊分)七十冊
特別減價 金貳圓貳拾四錢 郵税金五拾六錢

發行所

東京築地三丁目 教學會
三十八番地

大日本監獄雜誌

定價表

一冊	前金七錢	全國無
半年分(六冊)	前金四十二錢	遞送料
一ヶ年分(十二冊)	前金八十四錢	
(五号活字二十五字一行二付)		
十行以下	六錢二五錢五厘	但交換廣
十一行以上	五錢五厘	告一切
十二行以上	五錢	謝絶ス
廿一行以上	五錢	
廿二行以上	五錢	

發行兼編輯者

佐野 尚

印刷者

寺井 宗平

印刷所

東京並木活版所

明治廿五年四月廿七日印刷出版

發行所

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

賣捌所

東京市淺草區黑船町八番地

全

東京市牛込區神 丁目廿二番地

其外各書店

臨池書院

大日本監獄雜誌第四十七號目次

官報	一
○三	一
論說	一
○監獄論(第六)	法學士畑良太郎
○監獄制度第一回	法學士石田氏幹
○帝國、地方、國會議員及各府縣典獄に望む	中尾久藏寄稿
○國庫及經費の比較に就て	木下鏡吉寄稿
○問答	八
○新法令問答	一〇
○獄事雜聞	一二
○歐米監獄沿革史(承前)	在文科大學神谷四郎譯
○獄事金言	一三
○十二件	一六
○批評	一七
○通信	一七
○雜錄	一七
○寄書	一七
○小書	一七
○獄事彙報	二八
○廣告	三〇

大日本監獄雜誌第四十八號目次

官報	一
○三	一
論說	一
○監獄論(第七)	法學士畑良太郎
○監獄に見る感アリ	加地對太郎
○祝詞	三
○三	四
○問答	四
○獄事雜聞	一三
○獄事金言	一五
○歐米監獄沿革史(承前)	在文科大學神谷四郎譯
○六	一七
○雜錄	一七
○批評	一七
○寄書	二〇
○通信	二〇
○小書	二八
○獄事彙報	二八
○廣告	三〇

大日本監獄雜誌第四十八號

明治廿五年五月

官報

●辭令
叙正八位
北海道集治監書記 堀内久保

任北海道集治監分監長 八田 哉 明

非職ヲ命ス 北海道集治監分監長 木下 勝 全

●監獄會議 石川縣監獄署ニ於テハ三月二十一日ヨリ各

監獄支署長ヲ召集シ獄務會議ヲ開キ緊要ノ事件ヲ諮問シ

同二十六日閉會セリ○靜岡縣ニ於テハ四月七日監獄支署

首席書記ヲ監獄署ニ召集シ獄事協議會ヲ開キ同日議事

終了閉會セリ

●看守部長 三重縣ニ於テハ各監獄支署看守中ニ看守部

長ヲ置き戒護上ノ監督ヲ補助セシムルコトヲ爲セリ

大坂府看守長に任せられ十級俸を給與せらる

大坂府看守 青木 政生君

大坂府監獄醫に任せられ月俸拾貳圓給與せらる

大坂府看守長 沼田 守勇君

大坂府看守 食野 四郎君

大坂府看守 村瀬 慎吾君

山形縣看守長に任せられ十級俸を給與せらる

早坂 與明君

非職を命せらる 山形縣看守長 南條 則久君

福岡縣看守長に任せられ十級俸を給與せらる

福岡縣看守 半田 善吾君

論說

○監獄論 第七 法學士 畑 良 太 郎

第六章 一千八百七十年ヨリ同八十年ニ

至ル十年間歐洲ニ於ケル犯罪増加ノ原

因

此原因ハ前章已ニ其端緒ヲ示セルカ如ク各種社會上ノ原

因之ヲシテ然ラシムル者ニシテ素ト互ニ密接貫連セル者

ナルヲ以テ個々分別之カ解釋ヲ與フル能ハス然レテ強テ

之ヲ大別スレハ左ノ六原因ハ其主要ナルモノナリ

第一人口ノ増殖有リタルコト 人口ノ増殖ハ交際ノ複雑

及ヒ利益ノ衝突ヲ來スヲ以テ單ニ犯罪ノ外觀的增加ノ

基因タルニ止ラズシテ併セテ比較上實際的犯罪ノ増加

ヲ來スモノトス

第二人民ノ移動頻繁ト爲リタルコト 人民ノ移動ハ犯罪

ニ非常ノ不良ナル影響ヲ及ホスモノトス即チ無資力ノ

人民永住ノ地ヲ去リ經濟上ノ關係亦一變スルヲ以テナ

リ凡ソ人ニシテ其生存必要條件ヲ欠カハ犯罪ノ危險必

ス之ニ伴フハ實ニ己ムヲ得サルノ勢ナリ殊ニ新開ノ都府ニ在テハ其甚シキヲ見ル何トナレハ多數ノ人民諸方ヨリ入り來リ人口ノ益々増殖スルニ從ヒ第一ニ於テ述ヘタル種々ノ危險ヲ來スノミナラス一定ノ土地ニ一團休ヲ爲シ一定ノ歲月間共同ニ生存シタル者ニ比スレハ德義ノ觀念自カラ稀薄ナルヲ以テナリ

第三經濟上ノ發達アリタルヲ觀今工業ハ非常ニ發達シ之ヲ管理スルノ法律ハ頗フル寬ナリシヲ以テ工業各處ニ興起セリ而シテ此工業タル多クハ投機的ニ屬セルヲ以テ隨テ其基礎確實ナラス是ヲ以テ其巨利ヲ博セル者少ナカラスト雖モ莫大ノ損失ヲ招キタルモノ亦實ニ多シ加フルニ嚴正ナル經濟上ノ監督ヲ欠クヲ以テ其間不正手段ヲ用ヒタルモノ往々之レ有リ隨テ詐欺及ヒ感情ニ基因スル犯罪増加セリ又大工業ト職工社會トハ實ニ密接ノ關係ヲ有スルモノナレ其工業ハ常ニ此輩ヲシテ満足セシムル者ニ非ラス是ニ於テ乎感情ニ基因スル犯罪ヲ生シ極メテ困難ヲ告クルノ時ニ當テハ財產ニ關スル犯罪多數ナルニ至ル畢竟工業ノ興起ハ犯罪ニ不良ノ現象ヲ呈シタルヲ疑ナシ農業ノ勞働者ハ工業ニ從事スル者ノ如ク甚シカラスト雖モ亦大同小異ノ觀アリ要スルニ七十年代ハ漸次進歩スル經濟上ノ刺激アリテ犯罪ニ不良ノ現象ヲ呈セリ

第四政事上ノ關係 政事上ノ關係ハ實ニ犯罪數ヲ増加セルノ主因ナリ夫ノ佛國革命ハ歐洲社會ノ發達ヲ一新

セル者ニシテ殊ニ獨逸兩國ニ於テハ當世紀ノ後半ハ其前半ニ比シテ全ク其性質ヲ異ニスルニ至レリ當世紀ノ前半ハ十八世紀ニ比シテ犯罪多ク又其後半ハ前半ヨリモ尙多シ而シテ前者ノ増加ハ普國ニ於ケル一千八百七年ノ奴隸解放令ニ基因シ後者ニ在テハ多數人民ノ參政權ヲ得タルニ由ル即チ自尊傲慢ノ精神增長シ暴行多キヲ加ヘ獨立ノ思想鞏固トナリ爲メニ新犯罪ノ多數ヲ見ルニ至レリ此ノ如ク犯罪ノ増加ハ人民ノ性質常ニ其主要ノ因ヲ爲ス者ニシテ殊ニ政事上未熟ノ人民ノ國家生存ニ關スル重要問題發生ニ際シ或ハ粗暴ノ言論ヲ放チ或ハ過激ノ筆鋒ヲ揮フ場合ニ於テ甚タシトス又近時政事及ヒ經濟社會ノ發達殊ニ社會黨其產黨及ヒ虛無黨ノ發生ハ職工社會ノ犯罪ニ著シキ影響ヲ及ホセルモノナリ

第五國民ノ宗教上及ヒ道德上ノ觀念ノ退歩セルヲ近來國民教育ハ實ニ非常ノ進歩ヲ爲シ是ニ由テ其犯罪能力ヲ高メタリト雖モ德育及ヒ宗教上ノ觀念ハ却テ大ニ退歩セリ而シテ此事實ノ一般ニ犯罪ヲ増加シタルハ勿論ニシテ殊ニ偽善併ヒニ宗教妨害罪等ニ於テ甚タシク之ニ次ク者ハ風俗ニ關スル犯罪等ナリトス其他又經濟上不振ノ情態ハ都府ニ於ケル婦女ノ風俗ニ關スル犯罪及ヒ殺兒罪等ヲ進歩セシム

第六酒類ノ消費額増加セルヲ 歐洲各國ニ於ケル酒類ノ消費額ハ年ヲ逐フテ旺盛トナリ殊ニ下等社會ニ行ハ

レ犯罪ノ原因トナルヲ極メテ渺ナカラス夫ノ暴行及ヒ姦淫等ノ如キ風俗ニ關スル犯罪ハ率ニ誘發スル所ナリ而シテ自殺ノ多キモ亦率ニ之ニ原因ス

以上所述セル犯罪増加ノ原因ハ同時ニ道德上ノ方面ヨリ觀察スルノ材料トナルモノナリ然レモ若シ如何ニセハ良好ノ結果ヲ得ルヤト云フニ至テハ是全ク問題外ニ屬スルノ事ナリ素ニ當章ニ於テハ此年代ヲ道德上ヨリ觀察シ如何セハ良好ノ結果ヲ収メ如何セハ不良ノ結果ヲ生シ可キヤト其手段方法ヲ講究スルニ非ラスシテ單ニ犯罪増加ノ原因ヲ探究スルニ止マル者ナリ而シテ其所謂良好ノ果ヲ収ムル方法如何ハ諸君次回ニ於テ之ヲ論究セン

○歐洲ノ監獄ヲ見テ感アリ

加地 鈞 太郎 京東

余今同清浦奎吾君ニ隨テ歐洲諸國ノ監獄ヲ見、其構造ノ完全ニシテ其制度ノ整頓セルヲ視テ心竊ニ以爲ラク社會文明ノ進歩セル彼カ如ク人文程度ノ發達セル彼カ如クニシテコソ始テ斯ル完全無缺ノ監獄制度モ必要ナラヌ、要スルニ社會實際ノ必要ニ迫ラレテ然ルモノナルヘシト」夫レ監獄改良ノ一日モ忽諸君附シ去ルヘカラサルハ素ヨリナリ、然レトモ社會ノ必要人文ノ程度ニ伴ハサルノ改良ハ余輩ノ甚タ與セサル所ナリ、見ヨ夫ノ盡善盡美ノ法律モ有利有益ノ制度モ、實際ノ必要ニ應セズンハ死物ノ

ミ、空文ノミ、當ニ死物空文ナルノミナラス、間々社會ノ秩序ヲ紊シ、民人ノ福祉ヲ傷フコトアルハ、余輩ノ毎ニ見聞スル所ナラスヤ、監獄改良論者カ其事業ニ熱心ナルノ餘リ、單ニ自己ノ目的トスル監獄其モノ、ミニ注目シテ、廣ク社會ノ必要、人文ノ程度、經濟ノ形勢ヲ觀察セサルカ如キコトアラハ、當ニ其目的ヲ達セサルノミナラス、却テ社會ノ安寧ヲ害シ、國家ノ經濟ヲ亂ルコトアルヤモ知ルヘカラス、事ニ監獄ノ改良ニ從フモノ豈ニ慎重サルヘケンヤ

西洋諸國ノ監獄ハ完全ニシテ且整頓セルニハ相違ナシ、然レモ仔細ニ之ヲ考察セハ、或ハ彼ニ適シテ我ニ適セサルモノアラシ、或ハ彼ニ不利ニシテ我ニ利アルモノアラシ、徒ニ其構造ノ堅牢ナルヲ羨ミ、其分房制ノ適當ナルヲ唱ヘ、其衛生法ノ完備セルヲ稱シ、其選善方法ノ整美ナルヲ説キテ以テ直ニ我國モ斯クアラシコトヲ希望シ、彼モ施行スヘシ、是モ採用スヘシト言ハ、恰モ歐洲ノ文明監獄ヲ持來リテ之ヲ日本ノ中央ニ据付ケント欲スルモノナリ其愚モ亦太シカラスヤ

監獄改良カ目下ノ急務タルハ余輩固ヨリ之ヲ認ム、故ニ西洋諸國ノ制度ニシテ我改良ニ必要ナルモノハ之ヲ採ルニ惜ナルヘカラサルハ余輩カ喋々ヲ須ヒス、唯余輩ハ僅ル、監獄ノ改良、社會ノ程度ト相副ハスシテ下民ヲ驅テ固圍ニ入ル、カ如キ結果ノ生ゼコトヲ、余輩ハ曾テ之ヲクロー子氏ニ聞ケリ曰ク「社會ニ一種ノ犯人アリ、習慣

的ノ犯人ト名ク、教育ナク、恒産ナク、食アレハ良民タリ、食ナケレハ四人タリ、監獄ニ出入スル幾回ナルモ決シテ飽クヲ知ラス、而シテ其犯ス所ノ罪ハ常ニ輕小ナル盗犯ナリ、斯ル犯人ニ對シテハ分房モ何ノ益カアラシ、遷善感化何ノ効カアラシ、若カス之ヲ雜居房ニ入レテ勞働ニ服セシメシムルハ我國ノ如キ人智未タ進マス、自由ノ思想未タ發達セス、而シテ貧者最モ多キ所ニ於テ監獄ノ改良一朝宜シキヲ失ヒ社會ノ必要、人文ノ程度ニ應セサル高等ノ監獄ヲ醸出スルカ如キコトアラハ貧者ハ爭テ犯罪ヲ行ヒ罔國ニ養ハレンコトヲ希望シ、而シテ一ヒ入獄シタルモノハ所謂牢屋ノ飯ハ忘ラレヌノ俚言ノ如ク、却テ監獄ヲ以テ自家ノ如ク思想シ幾タヒ入獄スルモ耻ルコトヲ知ラサルニ至ラハ其社會上及經濟上ノ害毒果シテ如何シヤ、監獄ノ改良モ茲ニ至リテ至難ナリト云フヘシ

祝

詞

余輩ハ切ニ望ム、我國ノ監獄ヲ改良セント欲スルモノハ須ク先ツ眼ヲ社會ノ全体ニ注キ細ニ之カ狀態ヲ考ヘテ而シテ後ニ改良ノ計畫ヲナサントコトヲ、徒ニ監獄ハ一國ノ文明ヲトスルノ具ナリヲテ謬ニ迷ハサレテ或ハ一時ノ政略ニ依リ、或ハ外貌的及理窟的ノ改良ヲ施サント欲スルカ如キハ余輩ノ決シテ同意スルコト能ハサル所ナリ

余は曾て佛學を佛學塾に學へり故に中江篤介君は實に余の恩師なり今者本誌の改良を開き左の祝詞を贈られたれば茲に登載す 佐野 尚白

予友佐野尚君監獄協會と號せる雜誌を編纂して之を公行し大に世の喝采を博せり但其體裁たる専ら有る所の事を叙述して絶て可否する所無し今や之を改革し獨り事實を叙するのみならず廣く監獄社會の言議を採訪して之を掲載し勞又自己の意見を附し以て現事の當さに改む可きを改め將來の當さに與す可きを與して乃ち世運と俱に推移するものと圖らんとす是れ其善事なり蓋し現有と當有と相摩盪し以て天下進歩の大運に合するを得ること古今人事實に然りと爲す這回改正を行ふを開き乃ち此言を書し以て贈と爲す

明治二十五年四月東京小日向武嶋町に於て 兆民居士識

りても大かた打ちおとし斬りおろすとのみなりしが、かけまぐもかしおき我々も、大君の御光は及はぬくまなくて、ありとあるきたなきものども集ひたるひとやの内まで照し給ひ、初はひとや司をたきで我いにしへにならひ、つぎ／＼にとつ國のおきてをも交へかふがへて罪人をはかあはれみて救へ導くをを始めさせ給ひぬ、されどひたすに憐み救ふるのみにては、わるものどもあなづるあともあなれば、いかとくさいなみまゝすむねもありて、ひとやのたきてども大にそなはれるは、かゝ人の言の葉ながら、その罪を惡みてその人を惡まずといひしもおぼれて、いとも／＼かじあくありがたくめでたき事にあそあれ、かゝるみおもむけにつきて、志ある人々また私に集ひて監獄協會を起し、雜誌をつくり出で、その人々に頼ち、互に道の事をもたづねあけつらひてありしが、こたびあの協會のます／＼盛なるにつけて、あの雜誌のさをも改めて、廣く世の人に頼ち、いよ／＼あの道のれくがを究めんとすに聞きて、さてはあれより世のおきてをむくものはます／＼少くなりゆき、のりに従ひ務をはげむ大みたか／＼はいよ／＼増して、やがて我大國の光を四方にか／＼やかすもとむぞと思へば、うれしさのあまりにそゝるなる一言を述べては言とするになむ

在文科大學 神谷 四郎

大日本監獄雜誌は獄事改良の先導者たるものなり勸化慈惠の獎勵を上下の社會に爲したるものなり獄理の醜穢陋習を洗はんとするものなり今茲に大に紙面を改良し益々金玉の記事を撰む余輩は今より此雜誌の櫻花と其艶を競ひ麗を戦はすを見るを得む豈樂しからずや一言以て祝詞に代ふ

貴族院速記者 篠 轍謹識

演 說

左の數篇は此程東京築地本願寺内に開設せられたる監獄教誨師會同の席に於ける演說の速記なり

○清浦奎吾君の演說

篠 轍速記

私は清浦奎吾て御座ります、監獄のよどに付て私は一昨十六日大學の講義室て其の改良に關する意見を一通り述べて置きました、其席に御出席のお方は大概其主旨のある所を御承知であらうと考へますが其席に御出てなかつた方も少し見受けるやうに御座いますか、何にか御話をせよと云ふおとて御座いますか、手短かに一言申述べます

先達でも申します通り犯罪と云ふものは一種の傳染病である、兼ねて一種の遺傳病であると云ふものは是れは分り切つた話である、此傳染病遺傳症を治療するに付ては

監獄と云ふ病院に入れて治療しなければならぬが是れを治療する醫者と云ふものは即ち紀律的に仕事させる、紀律的に監護をする云ふものが其治療法で御座います、彼の教誨と云ふものも其傳染、遺傳を豫防、撲滅する必要な一つであつて此説教が最も必要な藥劑であるの御座ります、夫れて教誨の囚人は必要なものでは勿論諸君の御承知の如くである、又教誨の方法如何と云ふことは先日も申上げた通り釋迦たるあなた方に説法するに及ばぬ話で御座ります、其れ等のおまは今日別に申上げませぬので御座ります、つまり私が此たび歐羅巴諸洲の監獄杯を普く見て参りました其有様に我邦の監獄と比較して考へて見ますと監獄全般のおまが固より幼稚で御座ります、此事は先日述べた通りで御座ります、又教誨杯のおまに於ても甚だ幼稚である、向ふの教誨法等の熱心なる點に至ては實に驚くべき程であつて而して此教誨と云ふものが囚人を改心せしむること誠に著しいおまを認めまして御座ります、固より教誨の斯くまで充分に行はれて而して其効の斯くまで顯著なる所以のものとは之れは本來の基礎と云ふものがあるからで御座ります、第一我國の宗教に於けるが如き冷淡なものではない、國民一般の氣風と云ふものが頗る宗教に熱心である、貴賤上下共に左様である、始めて小學校に通ふ子供の時から宗教と云ふことを腦髓に吹き込んで置くから大に勢力を占めて居るので御座ります、からして監獄杯に於て

も宗教教誨と云ふものに重きを置いてあるので御座ります、さうして監獄ではプロテスタントとかローマン、カトリックとか其他の宗教に依て監を異にして置くこと云ふ事柄で、私も數々教誨の席にも臨んで見ましたが、固よりアチラで私共の見ました所は多く分房制で御座ります、かゝ矢張り教誨場杯も悉く分房の主義を貫いて斯く列席して居りまして互に顔と顔を見合ふことの出来ぬ構造になつて居るので御座ります、教誨聴聞の席までも分房制の精神を何處までも貫き、而して監房より教誨堂まで通ふ長廊下のやうな所も、何處までも分房のシステムにしてある、そのらの紀律が能く行はれて居るから大概甲の囚人と乙の囚人とは五歩位の距離を取つてある其間に看守、看守長杯が立つて居る、其時は眼ばかり出して顔は隠してあるから他の囚徒と顔を見合せるおまはない、教誨堂には一四を一つの席に置てさうして教誨師の顔のみが見ゆる構造になつて居りまして決して囚徒同士で顔を見合ふおまは出来ぬおまになつて居ります、是れは本來分房制であるが爲に教誨聴聞の席までも分房の精神を取て傳染を豫防してある、而して教誨堂は矢張り前の寺に往つた通りで御座りまして耶蘇の十字架の像杯も飾つてあるし色々宗門に屬する所の裝飾が致してある、純然たる寺と同様で御座ります、其教誨堂は監獄所在地に御座りますから日曜に出て来る教誨師は日曜に出て説教をするし又其監獄に附屬して居る所の教誨師は始終教誨

をやつて居る、其日曜の教誨杯の時には立派な僧正が來て教誨を致します、私の見ました時も有名の僧侶がやつて來て居りました、而して典獄始め看守長杯の者も私の参りました時は當番の人は總出て聴聞をして居るし中には看守長と云ふ様な人は囚人の唱へる讃美歌を共に唱へて居るやうな人もあり、又囚人各自には皆バイナルでありませう一冊つゝ渡してありまして教誨師の方から何處々々を讀むやうに云ふ囚人が一同に其處を讀みし役人杯も其處を一所に唱へて居るやうで御座ります、一休教誨師が囚人を教誨するのの様は監獄官吏の教誨に於ける有様及び囚人の教誨に信仰を置くの有様と云ふものは私が多年監獄に職を奉じて居りまして我日本の監獄を見ました有様杯には餘程冷熱の度が違ふ模様に見受まして御座ります、我日本監獄の教誨と云ふものは皆あなた方の御盡力で段々好い方には趣きませうが總て宗教杯のおまが中々歐羅巴諸洲のやうな熱に上つて居るおまやうに思はれます、爲めに監獄教誨上に於ても向ふに比して見れば不充分であらうと思はれます

良なる性質活潑なる精神、艱難に堪へて行く國民を養成して、生産力杯も進めて行くやうにして往かなければならぬ、即ち犯罪を少なくして往くには社會上の他の原因に存するおまも勿論のおまであるから其方に十分力を盡して往かなければならぬが既に犯罪者となつて監獄に這入つた以上は改過遷善せしむるおま即ち其治療を施すおまは、あなた方の職分であるからして申すまでもなく飽くまで御盡力を希望する次第で御座ります、其れに付まして幸ひ今日は各典獄諸君も此一堂の中に相會して教誨師方の御述へになるおまをお聞きになり、又教誨師方も典獄諸君の話を聞かせる好機會で御座ります、私が見ます所では我邦の獄事は全体歐羅巴の方に比して見ますれば幼稚のやうで御座ります、其れには只今申如き有様もありませうが併し或は教誨師の方でも典獄其以下の監獄官吏が此の如き便利を與へて呉れたならば教誨の効を奏するに都合が宜しいのには何分監獄官吏が教誨と云ふものを度外視し之に付ては稍冷やかであるおま云ふれ感しがなきにしもあらずと思はれます、又監獄官吏の方でも、どうも教誨と云ふものは左程功用を爲さぬものである、或は教誨師がどう云ふ鹽梅しきにやつて呉るれば宜いとか或はどう云ふ所に力を盡して貰ひたいとか云ふ様な注文もあらうと思はれる、故に今日此好機會に於て其邊の互に抱持せられるおまを腹藏なく打合せになつて斯う云ふおまは斯うなつたら善かろうとか其れに

付いて此の如き便宜を興へられたなら宜しかうどうか云ふ其れ等のおどは望むべきは望みになるが善し……併し固より夫れ夫れ権限の區域と云ふものはあるゆへ一つの監獄と云ふ事業に従事する以上は其境を越へぬやうにして往くは勿論であるが職務とか權限とか云ふものに拘泥して居れば肝腎の仕事の精神を貫かぬおどがあるので御座りますか。成るべく教誨の効能をして顯著ならむるには能く教誨師は教誨師で以て其便宜を希望するが善からうし、其れから權限に障るやうなものがなければ典獄諸君に於ては其れを容れろゝとが甚だ必要であらうと思ひます、私は歐羅巴で教誨に關すること餘程見聞致しましたが殊に私は白耳義澤在中に居る往つて屢々見、屢々話杯も聞きました又有名なるモアビツト監獄のクロフネ典獄で御座りますが、此人は監獄協會雜誌、警察監獄雜誌に名が出て居る人で御座ります、頗る熱心になつて居られまして殆んど今日の所ては一の典獄の地位ではありませんが内務省監獄局の顧問官の地位でやつて居る人で御座りまして監獄の學理及び實際に委しく殊に自分自ら教誨師であつた位で御座りまして（此所數言を脱す）……其れからモアビツト監獄では六月から十月頃夕食後四人の數を限りまして代り合つて長廊下の一つの場所にて四人を起立せしめて讚美歌杯をやらせるやうなと杯もやつて居ります。兎に角教誨と云ふにはモアビツト監獄では餘程力を盡して居るやうで御座ります

又歐羅巴諸州中で一番監獄の能く整理して其名を轟かして居るのは白耳義で御座ります。要するに先達でも申す如く先づ國家が健全なる體力を保つ所以のものは善良なる性質、活潑なる精神、艱難に堪へて能く勉強する人民でなければならぬ、之に反して犯罪人の如き是等の性質、精神、體力を備へて居らぬ人民では生きて居ると云ふのみで死んだと同様になつて往くの御座ります。故に此囚人をして善良なる性質、活潑なる精神、艱難に堪ふる丈の體力を待せしめて往くおどは是れは即ち監獄に於て十分夫れ夫れ道を待せしめて往かぬはならぬのである、其事に付て最も善良なる性質を養ふと云ふおどは教誨師が與つて力あるおどで御座ります。斯かる結構な居るおどを認めまするので御座ります、斯かる結構な會同の機會に接しまして何にか一言を述べらるやうに云ふおどで御座ります。其れ等のおどをお話し致しましたので御座ります

○宮城縣典獄中村君の演說

私は宮城縣の典獄中村中で御座ります、今日皆さんの御會同を拜見し併せて談せらるゝ所を拜聴に罷り出ました、所が何にか私にお話をするやうにと云ふおどで御座ります。固より斯様な所へ出てお話をしたおども御座ります

せず、殊に又諸君の疾くに御承知になつて居るおどを申し上げるのは申さば釋迦に説法と申すやうなもので言葉の出し方に困難致します、且つは平素訥辨で御座いますから御話の順序を誤り言葉の語呂の違ふ所も御座いませうが其邊は御諒察を願ひます

偕今世の中に急務として知られて居ります所のものは我々の職務即ち監獄改良のおどで御座ります、段々其筋に於ても御詮議もあらせらるゝやうで御座ります。從て我々も其御趣意を承けて其改良に注意を致して居ります、所が今般發起のお方があつて教誨上のおどを夫れ夫れ御協議なさるおどを承つて、どうか我々も時を得ましたならは其座へ拜聴に罷り出たいものであると思ふて居りました、幸にも今般出京の命を受まして出ましたが、此御會同に際會しましたのは前に申します所の監獄改良と云ふ好時期が自然に到來致したおど、存じて誠に欣喜に堪へませぬ、此喜ひが胸に起ると共に又一の希望が胸に起りました、夫れは何にかと云へば固より教誨師諸君は囚人の爲に嚴父となり慈母となり尤も重き務めを持て居るゝ方であつて、其重き務めを持つて居るゝかゝには外から這入つて参りましたものに諸君の熱心なる教誨に依り一々土産を持して其住居に歸るやうに授けを願ひたい、其住居に歸ると云ふのは良民に居るの御座います、要するに監獄に於て諸君が熱心に教誨を授けになつた所が彼等が耳にのみ聞くやうなおどでは

土産にはなりませぬ十分腹に這入るやうになるのが希望で御座います、もう一つは彼等は徳義心と云ふものが埋没して居るかどうか徳義心を喚發して……監獄に這入つて唯だ行狀が善かつた謹みが善かつたばかりでは土産にはなりませぬ、今云ふ所の監獄に這入つた爲に今まで汚れて居つた身體が清らかになるのは勿論腹の中の徳義心がしつかりなつて、良民社會に這入つて良民と伍を爲すやうに諸君の熱心で御盡力を願ひます、今日はどつさのおどで唯だ自分の希望をお告げ致しました。此で御座います

○福嶋縣典獄林君の演說

今日諸君の御説を傍聴に出ました所が何か一言述べらるやうにと云ふおどで御座います。固より私に於ては斯様な席に於て述べます材料等も御座いませぬ。甚だ訥辨で御座います。が去りながら折角のおどで御座います。から一言述べますおどに致します。かゝ、どうか宜しく御聞き取りを願ひます、

既に中村君が監獄改良上に付て希望を述べられ私に於てはどつさの間に考も御座いませぬ。が福嶋縣に於きまして微々たる保護場を設立致しました。概略をお話申上たいと考へます、私が福嶋に職を奉じましたのは明治十九年で御座います、其際心に浮ひましたのは出獄者保護場て之

れは最も監獄に密着した所の事業であると云ふことを思ひ當りまして御座いますか。甚だ微力では御座いましたか。一二の有志者と相謀りまして此設立事業に専ら從事致しまして御座います。然るに此際には地形の模様或は地方民度の模様も更に存しない折りでありましたが故に有志の人に向て協議を遂げ力を盡しても其好結果を得るや否やは實に空漠たる原野に物を探すやうなことにて御座いました。而して漸く監獄に關係ある一二の人に謀り且つ教誨師等にも此事を謀りまして其組織を取極めましたのは明治二十一年の五月で御座いました。其際種々協議も盡しまして見ました所がつまる所地方の有力家に向て之を説くの外他に道も無からうと云ふおどに發起人の意見が極まりました。爲めに一々有力者に協議を遂げまして同志を求めました。此保護場を設けますには、その位の費用を要した。一縣下の被保護人を保護するに足るべきやと云ふ豫算を調べました。凡そ一萬五千圓の資本を基おど致して其利子にて被保護人を事業に就かしむることに致します。おどし當時福島縣の戸數十五萬餘であるから一月に付て十錢宛を徴集すれば積々目的を達すると云ふ豫算で御座りました。此の如き豫算を以て着手致しましたが實に慈善の爲め義捐杯と云ふおどは随分難いおどで御座いました。殊に保護場杯の事は天下の人民が容易に知り得ざる所よりして見込の如く金員を徴集するおどが至難で御座いました。其れから之を其節の縣令に開陳し、縣令

から郡長、郡長から町村長と云ふやうに段々大なる力を得まして我々共も奮つて此事に従事致しましたが漸く一ケ年にして一千五百圓ばかりの金を得るに至りました。然る處縣下の水害に遭遇しました。實に此縣下の水害は非常で御座ります。其水害の爲めに已むを得ず殆んど二ケ年の間は金員募集の執行を停止致しました。然かし保護事業は實に急務にして一日も打捨て置き難き所からして断然被保護人を保護致しました所が金額は徴収の見込に達せず被保護人は追々増加すると云ふおどになりまして頗る困難を致しました。己に之を中止せよと云ふ會員一同の忠告も受けましたやうな場合に陥りました。再此事を實行すると云ふおどは甚だ容易ならぬおど、信しました。爲めに如何なる困難と雖も之れに堪へて保護を繼續せねばならぬと云ふ念慮を起しました。其れから役員諸氏の熱心で今日まで引續いて保護を致して居ります。其開業以來保護を致しました委しい統計は記憶致しませぬ。平均一日五七名多きは十四五名に及んで居ります。是れは悉く一保護場に入れ置いて而して多少の技藝もさせます。又相當の良家に其者を委託し或は出生の地に還ると云ふ手續に致して今日までやり來つたので御座ります。以上今日までの概察の有様で、委しいことを御話申さなければ其實はれ分りになります。まいが長いとて御座ります。却てお席の妨げと考へます。唯だ今日まで経過致しました所の大略を御参考までに述べまして

此席を退きます

○兵庫縣典獄下見重慎君の演説

私は兵庫縣の典獄下見重慎で御座います。本日此會を傍聴に出ました處何にかお話を申上げるやうにと云ふおどで御座ります。が全体斯う云ふお席へ出てお話しますおどは至つて不潔法で御座ります。殊に今中村君なり林君なりから委細に監獄改良のおど、保護場設置のおどをお話になりましたか。私は何にも別に申上くへき腹稿もなし、トント申上くるおどはないので御座ります。しかし今林君は福島縣に立派なる保護會社を設立されたやうなお話で御座います。が私も保護場を明治二十一年から設立して居ります。が之は決して會社の組織ではありませぬ。禪宗信徒の者が一個の私財を以て成り立たせたる譯であります。大に林君の述べられましたおどは趣意が變つて居ります。かゝる格別御参考にもなりません。まいが唯だ其實況を申上りたいと存します。かゝるお席に於てお聞取りを願ひます。

全体明治十八年以來多分の在監人が殖へました。上に別房留置が多かつた其れに付て刑期の満ちた者を監獄に繋ぐは惻然に堪へざるより何と。か其者に相當の産業を授け或は又身元引受人を拵へてやりたいと云ふのが本どの目的なのであります。其れで遂に保護の事を出願しまし

て許可になつた譯であります。から今日まで持續して居ります。が其保護人員は大抵五十人内外を引受けて居るので御座ります。御承知の通り神戸は至つて在監人が多う御座りました。先づ東京大坂を除く外神戸程に在監人の多い所はないと思ひます。今日でも二千人に垂んとして居ります。其別房留置を保護場に移しませんと二百人位はあります。が保護場を持續して居るが爲に今日では十七人乃至二十人位で御座ります。殊に教誨師の杉山智雲と云ふ人が熱心家でありまして此人が保護場設立に付て盡力して呉れました。おどは非常であります。此事業の結果は立派なおどにはなりません。が併ながら地方税經濟の上に於て見ますれば随分大いなる助けを致して居るのであります。以上が私の方の保護場の大略で御座います。

○獄事講話會に於ける文學士都筑馨六君の演説

私ハ今日開會ノ主意ヲ述フル丈ナリ先づ其主意ヲ述フルニ先ダチテ近縣並ニ數百里ノ遠隔地方ヨリ我輩ノ案内ニ應シテ來會ノ諸君ニ向テ一言謹謝セサル可ラス。斯ノ如ク夫レ諸君ガ監獄ノ事ニ關シテ極メテ熱心ナルノ一事ハ獄事ノ爲メ社會ノ爲メ國家ノ爲メ大ニ實スヘキコトナリ。監獄ハ刑罰ノ大部分則チ自由刑ヲ執行スルノ場所ナリ。若シ此ノ監獄ノ制度ニシテ不完全ナラザルハ、所謂刑罰ノ目

的ヲ達スル能ハサルナリ固ヨリ刑罰權ノ基本ニ付テハ其
說種々ニシテ未タ一定セズ時、國、各自ノ説ニ依リ各々
相異レリ然レトモ余ノ考フル所ニ依レハ刑罰ノ目的ハ一
ニシテ足ラスト信ス社會ノ公義正道ノ爲メ社會ヲ警戒ス
ルカ爲メ、犯罪人カ社會ニ出テ、惡事ヲナスヲ防衛スル
爲メ、刑罰執行中ニ犯罪人ノ性質ヲ改良スル爲メ之ヲ罰
スルナリ是故ニ若シ刑ヲ執行スル所ノ監獄ニシテ宜シキ
ヲ得ヤラン乎是等ノ目的ヲ達スル能ハサルナリ而シテ今
時日本ノ監獄ハ如何、充分ニ刑罰ノ苦痛、社會ノ公義正
道ヲ感セシムルニ足ルヲ得ヘキヤ否ヤ、一タヒ監獄ノ門
ニ入りタル者ハ再ヒ之ヲ潜ルヲ恐ル、ヤ否ヤ、貧民ハ監
獄ヲ以テ生計ノ方便ト認ムルノ弊ナキヤ否ヤ、即チ之ニ
據テ饑餓ヲ凌キ以テ糊口ノ道トナシ甚シキニ至テハ產婦
ノ如キハ分娩兒ノ生育所トナスコトナキヤ否ヤ、監獄ノ
周壁ハ高ク堅牢ニシテ逃ル、コト能ハサルヤ否ヤ、彼北
海道ニ在ル良民ノ如キハ随分逃走者ノ爲メ損害ヲ被レリ
ト唱ヘ大ニ苦情ヲ訴フル所アリト聞ク、然レモ是等ハ凡
テ無根ノ誣説ナルヤ否ヤ、今日ハ囚人ヲシテ十分遷善改
過セシムルノ準備アリヤ否ヤ、例ヘハ再犯者ノ數少ナキ
ヤ否ヤ、監獄ハ犯罪ノ教育所トナルノ恐ナキヤ否ヤ、余
カ以上ノ數問題ヲ答フルニ當テハ大ニ疑ヲ懷カサルヲ得
サルモノアリ、余輩ハ謂ラク今日ノ監獄ハ十分ニ整頓シ
タルモノニ非ルコトヲ斷言スルヲ憚ラサルナリ、今日ノ
監獄ハ刑罰ヲシテ十分ニ其目的ヲ達セシムルコト能ハサ

ルナリ當ニ刑罰ヲシテ其目的ヲ達セシムルコト能ハサル
シムルニ止マラハ尙可ナリ未タ以テ大ニ憂トナスニ足ラ
ス然レモ若シ今ノ監獄ニシテ毫モ改良スル所ナクハ社
會ニ大害ヲ及ヘスコトアルニ至ルヲ如何セシ監獄ハ監
獄特有ノ惡習惡病アリ所謂監獄ニ入りタル者出獄スルニ
當テハ社會ニ向テ獄内滞在ニ受ケタル犯罪的教育並ニ
獄内固有ノ惡風習ヲ散布セシメ加フルニ今日ノ監獄ハ流
行病ノ先驅トナルヲナシト謂フ能ハサルカ故ニ或ハ社會
ノ塵芥場却テ塵芥ヲ社會ニ散布スルノ感ナシト謂フ能ハ
サルナリ故ニ今日ニ於テ日本ノ監獄ニ改良ヲ加ヘ又改良
ノ方法ヲ講究スルハ最モ急務ナリト信ス其改正スヘキ点
ハ一ニシテ足ラス或ハ刑法及刑事訴訟法ノ如キモ亦タ今
日ノ人民ノ教育及ヒ其財政ノ程度ニ對シテ不釣合ナル点
モアルヘシ又監獄則、獄務細則、監獄ノ建築、獄吏ノ教
育等ニ於テモ改良ヲ加フヘキコト尙多クアリ然リ而シテ
如何ナル点ニ就テ改良ヲ施スヘキカ如何ナル方針ヲ以テ
之ヲ改良スヘキカ及其ノ改良ヲ實行スルノ方法ハ如何、
監獄ノ改良ニシテ今日ノ急務カレハ此三問題ヲ攻究スル
モ亦實ニ急務ナリト謂ハサルヲ得ス而シテ是等ノ問題ヲ
攻究スルニ當リテ地方ニ在リテ日夜囚人ニ接近シテ其ノ事
ニ苦慮セラル、司獄官吏、牧民ノ責任ニ任セラル、地方長
官、刑罰執行ノ事ニ關シテモ立法ノ責任ニ任セラルヘキ諸
君、學識經驗等ニ由テ監獄ニ注目スルコトヲ思ハサル所ノ
諸君ニシテ相集テ過去ノ經驗ト攻究トニ依テ得タル各自

ノ考案ヲ交換スルヲ得ハ監獄ノ爲メ非常ノ便益アルハ
論ヲ俟タス獄事改良ニ關シテ結晶シタル定案ヲ成立シ得
ヘタ當局者モ亦タ之ニ由テ大ニ得ル所アルヘタ輿論ヲ代
表スル責任ヲ有スル人モ亦タ益スル所アラフ、本會ハ即
監獄改良ノ爲メ相當ノ考案ヲ交換スルノ極大ナル利益
アルヲ知テ之ヲ開キシモノナリ然リ而シテ之ヲ公會シタ
ル理由ハ則チ一般ノ人士ヲシテ大ニ監獄ノ内部ニ目ヲ注
ガシメタラフニハ感ハ間接ニ輿論ヲ起シ或ハ直接ニ保護
會社ノ如キ制度ヲ設ル等ノ手段ニ依リ斯事業ノ爲ニ熱心
ニ輔翼スル所アルヘキヲ信シタルニ依ルナリ、要スルニ
若シ責任者及博識ノ輩ニシテ協心共力スル所アランニハ
社會ノ塵芥場トナリ去ラシムルヲ豫防スルヲ得ベシト
信シタルニ依ルナリ

問 答

本欄の問及答は固より私考に依るものなれば其當否を保
するに能はざるは勿論尙ほ不充分のこと多かるべきを
以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提擧
の勞を惜まれさらんことを希望す 編者 白

○獄事雜問

問 刑事被告人には晝間監房内にて敷物を用ひしむる
おとを得へきヤ
答 刑事被告人の監房には疊を敷くおとを禁ぜられさ
るが故に之を敷きあり且つは氣候ささて寒からざる地

方に在りては晝間敷物を用ひしむるの必要なかるヘシ
故に岐阜滋賀等に於て之を用ひしめんとせしも許され
ざりしと聞く
問 青森若くは北海道の如き寒氣甚しき地方に於て嚴
寒のときに限り刑事被告人に敷物を許すは妨けなかる
ヘシ如何
答 嚴寒の地方に於ては囚人にすし足袋の貸與を許さ
れ居る程なれば北海道若くは青森の如き地方に限り
ては刑事被告人に敷物を許すも差支ヘきと云ふと思考
す
問 婦人は内外人を問はず監獄内の巡見を許し得ざる
ものなるヤ
答 將來婦女のみを拘禁する監獄の出來たるるときは兎
も角今日の如き男監女監一監獄内にある場合に於ては
内外國人を問はず婦人の巡見は許すヘき限りにあらず
と思考す

問 十八年内務省集甲第一五號官舎無代居住連の過般
消滅に歸したるに就ては監獄官吏にして官舎に無代居
住し得へきものは内務大臣より一々命せらるゝことな
りと聞か果して然らば右連の消滅より更に内務大臣の
命ありたるまでの官舎料は如何なるヘきものなるヤ
答 官舎無代連の消滅したるより更に各自の官舎居住
を命せらるる迄の間は都て官舎代を拂ふヘきものと思
考す蓋し其間は官舎居住を命せられしして官舎に居り

問 父母妻子其他親屬の寫眞は四人に差入るゝあとを得るものなるや

答 父母の寫眞は教誨上有益の材料となるべきを以て特に其差入を許さるゝも妻子其他親族の寫眞は斯かる利益なきを以て其差入を許されずと聞く

問 差入を許されたる父母の寫眞は監房内に置くも妨げなきや

答 監房内に置くべきものにあらず一見せしめたる上領置し置くに至當と思ふ但一人一房に拘禁し置く場合は格別ならん

問 地方に依りては其氣候の爲め囚人に貸與する綿入は不用に屬し給のみにて事足るあり又給を用ひす綿入より直ちに單衣に移りて妨げなき向きありと聞く然るも猶ほ監獄則施行細則に明記ある以上は給も綿入も貸與すべきものなるや

答 監獄則施行細則に掲げたる貸與品の規定は即ち斯く斯くの種類のものは貸與し得へし其外は貸與すべきものにあらず其貸與し得へし種類を示されたるに過ぎずと思ふ就ては此種類の中なりとて實際貸與するの必要なものは貸與するに及はざるへし綿入のみにて足りなは綿入のみ貸與して可なり又給のみにて足りなは濯濯上等の便利之れに越したるおとななるへし

問 逃走囚捕に就きたるときは刑法五十二條の明文に依り逃走の日數を除き其他は刑期に算入するおとななるが右の場合に於て逃走即日と就捕即日とは共に刑期に算入すべきものなるや

答 逃走したる日は多少拘禁に就き居たりと雖も即ち逃走日なれば逃走の日數中に算入し就捕日は拘禁に就きたる日なれば之を刑期に算入するに至當と思ふ

問 食量の種類を作業の種類にて定め例へば蒸工なれば悉く七合、米搗なれば悉く八合と定め業名同一なれば同一の食量と與ふるおとありと聞く右は一業の種類中に於ても労働の多少あるべきを以て甚だ不可なるおとなるか如何

答 食量の多少は労働の多少に伴ふる衛生上の原則にて監獄則に於て強役輕役に付て食量を分ちたるも亦其労働の多少に應じて食物と與ふるの主意に外ならざれば業種の名目は一なるも其中の労働に差あれば隨て食量にも差あるべきおと勿論なり即ち等しく米搗あるも一斗科程のものど七升科程のものと其食量に差あるべきおと當然のおとと思ふ

問 看守懲罰例に依り處分せられたるときは他府縣に於て與へられたる看守精勤証書と雖も之を沒收し得へきや

答 精勤証書附與規則は一般に涉る規則あり而して其規則中に行狀修ちず若くは云々の場合には其証書を沒收するおとを得とあれば地方を異にするか爲めに此條

（以上スベンサー氏の言）

譯

○歐米監獄沿革史（承前）

米國神學及法學博士 ツインズ 著

在文科大學 神谷 四郎 譯

第十八節 オーベルマイエル氏の獨逸監獄改良、並にデスパイン氏のサグイ

監獄改良

斯くモンテンロー氏か西班牙國グレンジャ監獄を改良せる頃に、カウツシロー、フオン、オーベルマイエル氏、亦獨逸國バウリヤの邦獄（ミューニッヒにあり）を改良す、然れども此改良の方法及び結果とも、殆ど前者と同一なれば、茲に詳述する必要なし、只當時バウリヤに駐在せし英國公使サー、ジョン、ミルバンク氏が同監獄を稱して盡せる言を擧げて止まん、氏曰く「此監獄は、凶惡を極めたる罪人を支配し改良するに、嚴刻なる刑罰によらずして德義上の勧誘のみによるの効力を示す一好例なり」と

是より少しく後に、伊太利國サグイなるアルバート・ガール監獄にてのデスパイン氏の事業あり、氏の此業を爲したる時間は前二者よりは甚だ短けれども、其効蹟は大に觀るへし、氏は監獄の管理上、剛柔の兩徳を兼備し

文の効を失ふ等なし就ては甲縣に於て渡されたる精勤証書も右條文に依り乙縣に於て沒收するおと固より妨げなしと思ふ

獄事金言

○野蠻の時世にありては政府の權力剛強なるを要す從つて刑法も酷烈なりざるを得ず故に刑罰の制度は其管轄を受ける人民に依り確定せしむるべし

○文明の人民に對しては柔和なる長期の刑、能く之を恐怖せしむるに足るべし

○犯罪人を取扱ふに道義に基きたる方法を用ひんば仁愛にして良民なる官吏なるへからず

○犯人は其れをして再び犯罪を爲すを得ざらしむるか爲めにのみ之を拘束するを得へし是れ道義の本旨に基くものなればなり

○假令犯人其刑期間にありと雖も己れの勞力に依り衣食すべきは是れ德義の命する所なり

○懶惰は即ち犯罪の原因なれば之を治するの法は即ち犯罪を斷つるの法なり然らば懶惰を治するおと如何して可なり乎懶惰を治するの法他なし勞働の習慣を得せしむるにあるのみ而して其方法たるや社會に損害を與へたる惡徒を改良して再び善人たらしむるを主とし若し殊更に服役せざる者ある時は凍餓死に至るも衣食を與

て、ともに人に勝る、氏の治獄は、囚徒の中心に徳義の
 感覺を誘興するを主眼とし、遂に囚徒をして、氏か慈愛
 の恩恵厚きに感して、脱獄する者は勿論、之を企つる者
 さへ無からしむ、然れども其後、政府は氏に命するに舊
 來の治獄の慣例を嚴守すべきを以てし、氏は遂に其特
 案に係る徳義勸誘の方法を廢し、又是まて養成したる囚
 徒の工業を愛する習慣を破らざるを得ざるに至り、自ら
 信するどよるに負くを耻ちて其職を去りたり

第十九章 ノルブルク島のマコノチー

氏及びアイランツのクロフトン氏の
 事業

此頃、ノルブルク島のアレキサンダー、マコノチー氏
 及びアイランツのサー、ウーランド、クロフトン氏は各
 新に治獄法を案出す此兩法はともに以上數者よりも大膽
 にして且學理的のものなり、而して其方法極めて複雑な
 れば、茲に詳叙するの餘白なし、又此兩法は頗る有名な
 るものにて、普く世人の知れるとなれば、我輩茲に詳叙
 する必要もなかるべし、されど此兩法は精神に於ては同
 物なり、則ち階級分房の主義は兩者少しも異らず、只其
 異る点あるは此主義を應用實行せる方法にあるのみ、而
 して此兩者を比較すれば、各其長所あり、クロフトン氏
 の方法は着實簡易にして實行し易きものに於てマコノチ
 ー氏の方法に勝るとは明なる事實なり、マコノチー氏の
 方法は、予の見るどよるにては、無定期監禁の法を採り

たるに於てクロフトン氏の法に勝る、是蓋しクロフト
 ン氏は現行法律の範圍内に於て其方法を案したるに、マコ
 ノチー氏は、かゝる点にては、全く哲學者として之を論
 じ、以て立法者を導かんとしてしよるならん、則ち其説
 の要領は、監獄は罪人を感化して、其正直謹勉の習慣を
 養成し終るまで、之を監禁する處なりといふにあるが如
 し、されば氏の方法の最終の目的は、其在監中に囚徒を
 教習し、出獄の後、外界の誘惑物に抵抗して正直の生活
 をなすを得る人物となしむるにあり、而して此目的
 を達せんとするには、囚徒をして自身の位置は正しく自
 身の行為に應じて高下するものなるを感せしむべし、
 則ち謹勉従順なれば、其度に應じて次第に多くの自由、
 快樂を與へ、之に反して懶惰執拗なれば、又其度に應じ
 て次第に多くの苦痛を受けしむべしといへり

第二十章 ソローハ伯の露國監獄事

業
 以上數者の外、猶ほ一の著明なる監獄改良として注意す
 べきものあり、それは頗る近世の事にして、此二十年來、
 意外の地に行はる、則ち北歐羅巴の一大帝國露西亞に於
 てソローハ伯のなしたるものは是なり、伯は才智勝
 れ又慈恵心厚き人にて、モスコフ府に一の新獄制を創め
 、著しき好結果を得たり、そは同府從來の監獄を廢して
 、新に感化工業院と稱せる監獄を設立し、慈愛的の待遇
 、殊に宗教の力の罪人を感化せる効驗を示し、又監獄工

業の一新法を始めたり、予は今茲に此役法の大略を畧述
 せんに、職業なき者人獄すれば必ず一の工業を學ばしむ
 、其工業は或る範圍内には囚徒の選擇を許す、かく工業
 を學び始めて未だ一人前の技術なき間は否れとも、既に
 一人前の職工と認定せらるゝに至れば、此認定に要する
 條件は頗る嚴重なり、工業益金の三分の二を工錢として
 與へ、此工錢の大部分は放免の後、職業を始むる資本金
 として貯蓄せしむ、かく前途の望あるを以て囚徒各其業
 を勉め、僅に二ヶ月にして一人前の職工と認定せられし
 も寡からず、されば伯がかゝる監獄を設立したる結果と
 して、第一には囚徒各其工業に熟達し、出獄の後、諸工
 場に雇はれて其職工中の首位を占むる者、出獄人總數の
 十分の九以上に及び、次に、再入獄者の數著しく減少
 したり、則ち出獄者は殆ど皆在獄中に學び得たる職業に
 依りて正直に生活するを得、此監獄設立以來六年間の
 出獄人總數は二千二百二十八人なるに、此内再び入獄せし
 者は只僅に九人のみなりし

第二十一章 瑞典王の監獄改良

予は是より又半世紀の昔に返りて、瑞典、諾威國王オス
 カル第一世の監獄改良の有様を述べに、王は其未だ太
 子たりし時より、深く監獄の學を研究して、刑罰と監獄
 とを論じたる書を著したり、其説くとよる、高く當時の
 世俗に卓越す、今其論旨の要を摘みて左に列擧せむ、曰
 く、刑罰及監獄は國家の道德上の成立に緊要なる一條件

なり、曰く、監獄の事は單に慈善の事業の範圍内にのみ
 属するものならずして、等しく又宗教、政治、法律の事
 業の範圍内にも属するものなり、曰く、科學發達し、工
 藝進歩するに従ひ、人類相互の關係を深くし、互に其幸
 福を増すものにして、凶惡なる罪人と雖も亦等しく人類
 なれば此理に外れるものなり、されば罪人を社會より
 驅逐して、永く之を放棄するか如きとて、正道を踏み
 違へたる同胞兄弟として、之を導き、之を救へて正道に
 返らしむべし、曰く、犯罪に對する國家の義務は、唯之
 を罰するのみに止らず、其原因を推究して之を除くべき
 ものなり、曰く、公衆の安寧は完全なる教育を普及し、
 人民の智徳を増進せしめて之を保護すべきものなり、曰
 く、貧困は常に犯罪の原因となるものなれば、工業上の
 手段によりて之を救ひ、正業によりて生活せんと欲する
 も其道なきに苦むか如き者あらしむべからず、曰く、監
 獄は罪人を罰するのみの處ならずして、又之を感化し、
 之か位置を回復せしむる處なり（譯者曰く此段未だ長け
 れは次回に譲る）

諷 叢

◎目の下典獄 とい何そや 目下病氣と書せし届書を見
 て戯れにか又は真じりか「目の下の病
 氣にて仕合せ」と云ひしとのまど新聞紙

◎假出獄願ひ
とは何そや 假出獄上申書に御裁可を「奉仰」とありしよりのまどなりとか

◎男監の女監
とは何そや 幼年男監を云ふ其意味ふへし

◎看守の逃走
とは何そや 北海道の如き土地に在りては看守の逃走往々之れあり於是乎看守の逃走四人の逃走を並ひ稱せざる

◎監獄用語の二誤謬
とは何そや 已決囚(イクツシウ)を(キクツシウ)施鉄(シテイ又はシタイ)を(シダ)と云ひて怪まざる是れなり

◎監獄検定の二標準
とは何そや 曰く藝工、曰く外役

雜 録

◎特赦報告書調成の疎漏

特赦報告書中に其罪實記載なきもの往々之れありと聞く又特赦申請人の典獄なるや檢事なるや分明ならざるもの多しと云ふ特赦の如きは治獄上最も注意すべき事項なるに監獄官より差出す特赦報告書にして斯く疎漏なるは特赦に重きを置かざるの致すところなるなかつんか事小なりと雖も以て治獄上の注意、不注意を見るに足る

◎副典獄の再置を望む

通常の府縣監獄に在ては副典獄を置くの必要固より之れ

なし變に之を廢せられたるは責任を明かにする上に於て最も得策と信す、左れど警視廳の石川島市ヶ谷兩支署、北海道廳の龜田、根室の兩支署其他北海道集治監の分監の如きに至りては他の支署又は分監と同視すべきにあらす其支署長たるもの殆んど典獄と同様の人物を要するなり元來名は實の實なれども其名を善くするに於ては自然其人をも得易きの便あれば右等の如き支署等ある地方に限り副典獄の官名を再興し以て其支署長又は分監長の職に當らしめられんことを希望す

◎監獄に關する法律命令は宜しく在

監人に知らしむへし

民事刑事の法律は勿論監獄則しく施行細則等の如き一般の法令は固より在監人に知らしむるも妨げなきものなるに監獄殊に小監獄の中には之を秘して囚人をして看讀し得せしめざる向き今に全く之れ無きにあらずとの噂あり斯の如きは甚だ謂れなきまどなれば監獄殊に小監獄の長たるものは斯かる世評を絶つに注意ありたきものなり

◎有賞囚と平囚と割合の不公平

囚人所在の地方を異にするに隨ひ或は多く賞表を與ふる向きあり或は容易に之を與へざる向きあるを以て賞表を有する囚人と否らざる囚人との比例地方を異にするか爲め大差なきにあらずと聞く賞表を重んずる地方の囚人の不幸想ふべきなり因ては各地の當局者は能く茲に注意し豫め協議して一定の標準を立て各地甚しき差あるか如き

弊を防かれんよと極めて必要なりと思ふ

◎押丁は一般に對する内務省の令を待たず速に之を全廢すへし

押丁の全廢は數年間筆の續く限り吾人の主唱する所なれども不幸にして未だ中央政府の容るゝとあるとあらす(集治監、假留監を除く)一般に對し其令の出するは幾歲月を待つへきや速として知るに由なし就ては廳府縣典獄諸君は奮つて宮崎縣の例に倣ひ地方議會の議決を経て内務大臣の特認を請ひ速に押丁の全廢を實行せられんよと切望の至りに堪へざるなり

◎監獄醫の選擇

監獄醫の如何は貴重の人命に關するを以て其選擇に重きを置くべきと固より言を俟たず然るに廳府縣職員録を繰りて之を見るに其月俸十圓九圓より七八圓に降るものあり殊に甚だしきに至りては月俸五圓の者を見る是等は或は常に監獄に出動せざるより手當として與ふるに過ぎざるものなるへきか然れども監獄本署にして九圓若くは七八圓の者なきにあらざれば斯る薄給にて強ち時々出勤する者のみども認め難しか如し兎に角苟も醫師たるもの、斯かる薄給なるを見ては吾人は其選擇の如何を疑はざるを得ず就ては監獄醫たるものには相當の俸給を與ふるの方針を執られんよと望む

◎監獄構内には多く樹木を植へて見透しを妨くへからす

監獄内は可成的見透し得る様爲すを必要とす然るに折角見透しの付き得へき場所にも樹木を植へ並へて殊更に其見透しを妨くるが如き向き問々之れありと聞く元來監獄内に花卉若くは樹木を植ゆるは好ましからざるまど、況して之れか爲めに戒護上必要なる構内の見透しを妨くる等のことあるに於ては其不可を痛言せざるを得ざるなり

◎小監獄代用の警察署留置場は大に改築せざるへからす

治安裁判所、所在地には特に小監獄を置かず警察署留置場を以て之に代用し總ての刑事被告人並に拘留囚又は輕禁錮囚を執行するまどなるか右等監獄に代用する留置場は一大改良を加へされば小監獄代用の實を擧ぐるを得ざるまど勿論なるに多くは從來の儘なるを以て弊害隨て生じ罪實別年齢別等は兎も角衛生上の必要をも缺き中には見るに忍びざるまどなきにあらずと聞く就ては少なくとも小監獄に代用する留置場は從前の儘なからしめず大に改築を行ふまど目下の急務なりと信す

◎監獄官吏の兼勤

監獄官吏の兼勤は甚だ不可なるものあり蓋し監獄の事務は極めて劇忙なり之に當る官吏は假令等しく監獄の職なりとも二個以上の職任を共に適當に盡し得るか如き人物は到底今日に在て望み得へきにあらず隨て一方の職任を相當に盡せば他は不完全の勤務となるべく双方とも充分

に之を盡さんとは双方ともに不完全の結果に終るべきなり況んや典獄にして警察署長を兼ね看守長にして警部を兼ねるか如きに於てを其不可する豈辨を談たんや但看守押丁にして授業手を兼ね得るか如きは最も希望する所なり是れ寧ろ看守押丁の職務中のものなればなり

批評

第四 監獄則註釋(全一冊)

明治十五年出版

本書は小原重哉君か前監獄則の毎條に就きて歐米諸國の獄則を引證して詳細綿密なる註釋を施されたるものとす本邦監獄改良當初の監獄官吏は都て此書に依りて教育せられたるものなれば今日老練の聞へある典獄諸君は皆な此書の養成する所なりと云ふも誣言にあらざるべし此書の効登に没すべけんや但し此書舊監獄則の註解に係るを以て茲に細評を試みるべしと雖も此書の効は監獄官たるもの深く之を謝せざるべからず此書は實に本邦に於て學術的に監獄の事柄を註解したる嚆矢なりとす

第五 泰西監獄問答錄(全一冊)

本書は明治二十二年十月大日本監獄協會に於て出版したるものにして治獄上の一大良書たる固より言を竣たす

本書は今の長野縣書記官小野田元熙氏か警視たりし頃明治十一年中川路大警視に從ひ歐米諸國を巡回し其監獄制度を調査せられたる復命書なれば其精其細茲に喋々するを要せず但其精細なるか爲めか編次稍々複雑を免かれずと雖も全篇を通觀するときは金科玉條頗る多し其斷案に至りては吾人の能く其文字を解するの識なき爲めか間々反對を試みざるを得ざるものなきにあらす請ふ左に其一二を云はん

(未完)

第三 「萬國囚獄公會事務錄」(承前)

ペンシルバニア州の人神學博士ピットル氏の本公會に於て述へたる説左の如し
英人カビテン、マコノチー氏は實に刑事世界の大賢にして同氏の刑域に大功あるは猶彼のメナイ海峡に鐵管橋を架せるステーション氏か工域に大功あると異なるなし氏曰く囚人を教ふるには先づ始めに其れをして藝業を好嗜するの念を生せしめ次に獄舎に在るの間終始此藝業を與へて勞働せしめざる可らずと

我が國通常の獄舎に於て大約囚人を率いて懶惰に流れしむるは實に罪惡の一大本源を爲す我か合衆國中諸縣に設くるの獄舎其數二千一百箇に下らず然れども大抵魔業の

店舗たゞさるはなし

抑囚人を教ふるには専ら知覺行狀勉勵節儉の四項に涉る教育を用ひざるべからず他なし是れ一日釋放せらるゝに當つて自ら再犯の念を止まらしむる所以の具なればなり凡そ罪徒の圍圖より放免せられて漸く天日を見更に人間に出てゝ遑々前途を求むるの情況は實に可憐者にして何くに往くとして異郷殊域に非ざるん欺々として超超し茫々として蹉跎するも排水の途に何れに寄るを知らざるなり然れば赦に遇ふと雖も亦彼の冤罪世に出づるの徒と一般に見る可きに非ず政府の之を取め之を使ふて其餘命を保存するに非れば餓死するを欲せざるよりは再び匪人と爲りて獄舎に復々さるもの幾んど稀なり乃ち獨り愛爾蘭の人クロフトン氏が規定せる方制は能く此難事を醫するの方に適せりオルガン氏の言に愛爾蘭にては一時世に此赦免を得たる罪人を求需する者多くして一々之を供給する能はざるに至りしことありと云ふ

凡そ囚獄管理の最も善良を得るは専ら主たる獄官の正直に因る者とす故に囚徒苟も其人を欠くときは如何なる良制と雖も到底益なし而して又其人を得るときは如何なる不良の制と雖も常に美果を結むを見る可し故に世に正直

の人あつたには男女の別なく盡く之を採用するを要すべし蓋し此等の人を用ふるに假令何様の價を以てするも廉價と云はざるべからず而して囚獄愈々感化場たるの功を存すれば隨て其節儉を教ふる上に就ても愈々有功なりと

是れ蓋し自然の理にして凡そ罪者此に勉勵業に慣熟すれば則ち彼れに在て行狀を正ふするの力と爲り此に行狀の正しきを得れば則ち彼に在て節儉を爲すの力と爲るなり則ち獄舎の内外其致を一にするまど斯の如く常に同軌の關係を存せすんはあらず

余は茲に答詞の局を結はんか爲め余か豫て疑義す可らざるの格言とする左の一言を陳せんとす即ち罪人を救ふは是れ人を造るなり

(未完)

寄書

○看守精勤証書に就きて

南海 鈍 夫 辰大

我賢明なる内務大臣閣下は曩きに巡查看守の名譽を表する爲め明治二十二年五月廿五日訓令を以て巡查看守に精勤證書を附與するの規則を達せられたり而して之を受ける巡查看守は孰れも滿三ヶ年以上の精勤者にして若し罰例に據り月俸百分の二十以上若くは一ヶ年内に二回以上罰

を受けたるときは之を受けるの資格なし之に反して之を所持する者は退職後再任を求むるとき試験を経ずして直ちに採用せらるゝを得るなり是れ巡査看守共に然りとす二十四年八月十日勅令を以て巡査看守の待遇を共に判任官とせしめ巡査看守は其位置敢て異なる事なかりし然るに全日勅令を以て巡査の俸給を看守より進め尙又九月三日内務省令第二十一號を以て巡査採用規則を定め該規則中巡査にして精勤證書を所持する者は特に二等給より採用するを得るの特例法を設けられたり是れ巡査看守の精勤證書は内務大臣閣下の達したる同一の訓令同一の規則に據て附與せらるゝにも拘はらず其効力を異にするものなり此は如何なる理由ありての事なるか予輩の毫も知る事能はざる所なりと雖も今一步退て考ふるに巡査は看守より上等の人物を要し看守は巡査より下等の人物にて足るか故か否賢明なる諸君の卓説高論に依れば決して然らず若し看守は巡査より下等の人物にて足るとせば爾後志願者は警察に集り看守は巡査の落第者のみとなり抑も監獄の改良は建築構造のみならずして第一監獄官吏其人の宜しきを得るにあらずして然らずは看守は巡査に劣るべき人物を以て其職に充つべきものにあらざるや明かなり看守の職務たる社會の有害物なる彼の惡漢無賴の徒を感化遷善以て正路の良民に復歸せしむるものなれば其職實に難し其任實に重し寧ろ巡査より一段高等なる人物を求めざるへからず就ては看守の俸給及精勤證書の効用

も少くとも巡査と同一なるへきは當然ならん歟其恩命蓋し近きにあらん予は敢て電勉諸君と共に其恩命を待つ者なり

○監獄則施行細則百一條に關する疑義に答ふ

福澤 勇太郎 東京

獄則違犯處罰手續に關する本條は行文甚簡短其範圍炳然たらざるを新監獄則施行細則に始めて現出したるは監獄改良家の注意を促かし或は非難を受け或は疑義を生ぜしめたる所以なると歟本員は固陋寡聞なるも本問に關しては敢て蠡測する所なきにあらざる請ふ之を述べて以て識者の高訓を仰かん

諸本問たるや其要は一犯行を處分したる後若しくは其處分中其以前の犯行現はれたるときは本條に依て之を處分す可きや否の疑問にして該問に就ては質疑者より已に二つの答案を提示せられたるか本員の卑見も亦此二説の外に出てす即ち其甲説に左袒するものなり今其理由を述べん

抑も物の長短を計るには豫め之れか尺度を定めざるへからず而して此原理たる唯り物質界に存するのみならず又抽象的想念界にも存す然り而して本問の場合には素人吾人の腦中に浮出する一想念に過ぎざれば之を測斷するに當て一尺度を要するは言を俟たざる所ならん果して然らば本問を裁斷するの尺度たる可きものは何物を換言せば如何なる觀念を以て本條に存する疑義を兩斷すべき歟曰く

數犯俱發とは如何なる事實を指すかは是れなり故に予は先づ此事實を研究して然る後本問を決す可し顧ふに本條に所謂數犯俱發とは夫の刑法に所謂數罪俱發と同一事實にして其行為に於ても亦異なる所なし只其所犯法規を異にするか爲め其制裁を異にするのみ已に同一事實にして同一行為なる以上は之を表明する解釋に於ても同一ならざる可からざるは識者の言を要せず然らずは數犯俱發とは如何曰く

數犯俱發とは一犯行未だ處分を経ざる前に他の犯行をなし若しくは一犯已に處分を経たる後或は其處分中にて處分前の餘犯發覺したる場合を云ふ

此定義にして其常を失するなくんは本問の場合に即ち本條の所謂數犯俱發に該當するものなるを以て若し後罰にして前罰より輕易なるときは之を不問に付し之に反對するときは前後罰期を通算せざる可からざるは論を俟たざるなり

然るに乙論者は比例を刑法に採り刑法すば違警罪の如き微罪は其罰を併科す況んや云云と立論せられたり若し此論にして此細則に適用するを得くんは予輩亦た文筆の勞を取るに及ばず雖も元來刑法にては違警罪は其罰を併科する正條なきときは矢張一般の解釋により重きに從て處罰するや疑ひなし然らずは刑法の精神を推して獄則に適用せんとするも本細則に如此場合は箇々處罰すべしとの明文なきのみならず我輩則は其精神上未だ嘗て監獄官

吏に懲罰權專斷を與へざるを以て(我輩則の懲罰權を任せざる理由は後日之を詳論する所ある可し)本細則百一條以外に出て箇々處罰する能はざる可し況んや本條の如きは如何其範圍を極めて解釋するも乙論者の論結する如くならずざるは之を數犯俱發の定義に照して明白なるに於てをや乙論者は又本例に付き懲罰上の効果に着目し之れか斷定を下して曰く一犯前に現れて之を處分したる後其罰を併科せざれば獄則の効を見る能はずと反問す然らば數犯同時に現はれたる時其重きに從て處分せば果して其効果をを見るを得可き歟兩者其發覺の時を異にするも同じく是れ數犯俱發なる以上は等しく其重きに從て罰せざる可からざるは本條の命する所にあらざるや縱も一步を譲り本條の命する所にあらずとすも若し數犯同時に現はれたるときは其重きに從ひ一犯後に現はれたるときは其罰を併科するものとせば囚人數多の犯行をなし幸にして一犯のみ官吏の目に止まるも他日其餘犯現るゝときは却て其罰を併科せざるゝの恐あるを以て自然自白して併科を免かれ一の重きに從て處罰せらるゝの安きを取るは是れ事實の吾人に告ぐる事にあらずるか由之觀は乙論者の説たる論理實際共に是認せざる根柢なき揣摩説に過ぎます要するに此論や其効果の如何に依て本條を解せんとしたるか故に如此誤謬を招くに至りたるなとん聞説結果の如何に依て事物を斷定するは近世文學社會の傾向なりと然りと雖も法規解釋學は此傾向に反對して効果の如何に依て

條文を曲く可からずと揚言するを如何せん

賞表疑問に答ふ

一 寸 生 京東

本誌第四十七號井蛙生の前刑執行中授與したる賞表は後刑執行の場合に於て其儘授與し置くべきや否やの疑問に對し予は之を授與し置くべきと當然なりと答ふべし其理由は監獄則第四十條は刑の前後等に關係なく只在監中の善行を賞するの規定なるのみ法文上明かにして且つ實際に就て之を謂ふも前刑執行中獄則を遵守し作業に勉勵し改後の行為ありと確認して授與したる賞表を後刑執行の場合に引上ぐるべきは則ち其善行なきものとなしたるに等しく頗る事實に反し遇囚上の至正を失するに至るべし而して本問の如きは實際其事例なるべしと信す如何となれば一の刑執行中他の刑に處せられたるときは更に其前後の刑期を通算し行狀勘査期を定め賞表を授與すべきを以て前刑特赦等の場合に於ては更に前刑の殘期を扣除し後刑期を以て再び其勘査期を定め賞表を授與すべきものたるを以てなり

霞堂主人に答ふ

放 心 生 京東

第一問に付ては其意義十分に解し難きを以て適當なる答案を下す能はざるは自か知る所なり但し所持金と給與工錢とは其性質今日に於ては毫も異ならず唯た其使用に於て所持金は監獄則第二十五條の支配のみを受け給與工錢は其外に施行細則第六十二條六十三條の支配をも受くるの差あるのみなれば同一の帳簿(元帳を云ふならん)に

於て何種預置金若干と總高を記し内若干給與工錢と爲し置かは妨けなかるべきか如し尙ほ主人の不都合とする點あらずは舉示せられたし

第二問は懲治入場の言渡は刑の言渡しにあつたれば本人より上訴の道なきものと信す就ては檢事の上訴なきときは即時より之を執行すべく又其誤判を矯正するの道は本人には之れなきと勿論なり

讚陽井蛙生に答ふ

二 犬 一 言 生

前刑執行中得たる賞表は其時の行狀に對して與へたるものあれば固より後刑を執行する場合に之を剝奪するの限りにあらずるべし但し中途より前刑後刑通算して執行する場合に於て勘査期限の計算方に差違を生じ其期限延長の結果を見るは當然なりとす

通信

中央監獄官吏練習院設立の決定

豫て前號に報道したる東京及近縣獄事有志者第一回懇談會に於て其大體を可決せられし小河滋次郎、佐野尚雨氏の發起に係る全院設立の件は去月二十二日東京市吳服橋外柳屋に開ける相談會に於て急々設立の事に決せり當日會合せし諸氏中八木宮城集治監典獄、前田大坂府典獄、小野京都府典獄、小泉神奈川縣典獄、下見兵庫縣典獄、石井廣島縣典獄、小林新潟縣典獄、田中香川縣典獄、福

の如しと云ふ

獨逸國にてはライン及ウエスフアーレン州監獄協會雜誌、西北聯邦監獄協會雜誌、ブリウヒサル州監獄學

新誌、英國にてはホルド協會雜誌、威化保護協會雜誌、社會學改良協會雜誌、噠嗎國にては北部監獄雜誌、

白耳儀にては聯邦保護會社雜誌、和蘭國にては和蘭囚徒改良會社雜誌、ホンガリー國にては監獄新誌、日

本にては大日本監獄協會雜誌、伊國にては監獄規律新報、監獄改良雜誌、乞丐鎮制雜誌、露國にては監獄大

雜誌、米國にてはニウヨーク監獄協會雜誌、亞米利加合衆國監獄協會雜誌、希臘國にてはアテナス監獄協會

雜誌、西班牙にては監獄改良會社雜誌、佛國にてはリヨン囚人測休法記錄、法律比較協會雜誌、瑞西にては

瑞西監獄改良會社雜誌、智利國にては監獄上等議會雜誌

○看守押丁勤務法の改正

山形縣監獄署及米澤鶴岡兩支署に於ては去月一日より看守押丁の勤務法を改正し晝勤夜勤の方法を實施せり

○看守部長

今回福島縣に於ては佐藤左五郎、高橋勇三郎、香坂登京

中西慎終、三宅初五郎、酒井順長の諸氏に看守部長を命

せり

○監獄教誨師通信所の設置

此程開きし教誨師會同に於て議決したる教誨師通信所設

原群馬縣典獄、濱田和歌山縣典獄、櫻井長野縣典獄、宮地奈良縣典獄、岡野山口縣典獄、若山栃木縣典獄、白上秋田縣典獄、山室埼玉縣典獄、西村岡山縣典獄、萩原福井縣典獄、佃滋賀縣典獄、井上山梨縣典獄、高北石川縣典獄、永松高知縣典獄、酒泉茨城縣典獄、新妻三重縣典獄、堀内鳥取縣典獄、林福島縣典獄、福原千葉縣典獄、大西青森縣典獄、千頭靜岡縣典獄、遊佐島根縣典獄の諸氏は先づ第一期三ヶ月分の費用として各金參圓石澤東京集治監典獄、渡邊三池集治監典獄は同しく各金四圓の出金を諾され尙ほ典獄諸氏歸任の上は知事にも賛助を求めらるゝ筈なりと云ふ

洋籍寄贈

過般清浦君と共に歸朝せし加地鈔太郎君より佛書一冊を寄せられたり該書は巴里裁判所裁判官アドルフ、ギイロ氏の著にして巴里諸監獄穴搜しとも名付くべき五百頁以上の圖画入なる一大著書なり其他獨逸白耳義及伊多利諸監獄の書類をも寄贈せらるゝの約あり

看守教習教科書

神奈川縣看守教習教科書は編纂後謄本を以て教習用に供せられしも該書は吏員執務上にも便益尠なかつし且つ參考上謄寫を請ふ向も多きにより先頃謄寫に換へて印刷せられしか既に出來し此程一本を寄送せられたり

佛國監獄協會雜誌の交換雜誌

佛國監獄協會雜誌が常に交換し來れる重なる雜誌は左

置の要は左の如し

大日本監獄教誨師通信所設置趣意并に規則要項

一本所は明治廿五年四月東京築地本願寺に於て開設の監獄教誨師會同中決議の一項として設置したる大日本監獄教誨師通信所にして其趣意たる廣く教誨師の氣脈を通じ以て教誨上の改良進歩を謀らんとするに在り依て教誨師其人の宗旨宗派に拘はらず現今及び將來監獄教誨に従事せしめる人々は早く同盟あらんことを冀望す

一本所は大日本監獄教誨師通信所と名稱すべきこと

一本所は當分の内東京々橋區築地三丁目八十九番地に置くこと

一本所には數名の評議員を置くこと

一本所の組織整理するまで評議員にて庶務を擔任するものと

一本所は當分の内評議員の一人なる多田賢順君を以て通信所全般の責任者と爲すこと

一本所は一定の事業として同盟員の通信を爲すと共に來る七月を期し爾後毎月在監人講讀用の修身書(監獄教誨)を發行すること

一同盟員は教誨上便益の事項同く時事及び本所の報告等を受くることを得又教誨上に關し照會の自由を有するものとす但し照會の都度往復はがき又は郵券を添へるゝこと

一同盟員は本所發行の修身書(監獄教誨)へ一ヶ年二回以

上の教誨を掲載するものと得

一同盟員は本所の費用として一ヶ年十二ヶ月に金十錢支出すべしとす但し郵券代用苦しかるものと

○看守教誨

三池集治監に於ては去る四月廿七日第三回看守受業生卒業證書授與式を執行したり同日午前九時渡邊典獄代理として書記甲斐喜一郎氏より卒業證書を卒業者に授與し卒業の祝意を表し全時三十分靜肅に其式を終へたり卒業者は左の如し

田島 守節氏 森 長太郎氏 永吉 透氏

池田直太郎氏 福田壽一郎氏(以上優等)

大塚朝次郎氏 川口新太郎氏 吉野禮太郎氏

藤野彦太郎氏 藤井菊太郎氏 古賀 銳雄氏

仁田 均氏 波多保太郎氏 堤 三郎氏

藤田 三郎氏 花井 眞夫氏 後藤 貫一氏

篠崎 駒吉氏 近藤 利治氏 鎌田 十八氏

明吉 本省氏 岩原左右太氏 池田 元孝氏

加藤 光尙氏 西 繁太郎氏 小松 繁氏

兒島鉄之助氏 實村壽太郎氏

廣島看守教誨所に於ては第一回受業生に對し去る四月一日二日の兩日を以て卒業試験を執行せしに及第せし者九名落第せし者一名あり及第者に對しては全五日卒業證書を授與せられたり其人名左の如し

伊藤良次郎氏 加藤友治郎氏 土井儀三郎氏(以上優等)

飯澤 清徹氏 波田 憲治氏 有木仙太郎氏

福村徳之助氏 吉田久米吉氏 日置 生太氏

奈良縣看守教誨所に於ては去る三月廿三日第三期授業生に卒業證書を授與せられたり其人名は左の如し

大谷 久藏氏 松永 末常氏 秋元貞一郎氏

山田銀次郎氏 韓 勳夫氏 山崎勇次郎氏

埼玉縣監獄署に於て第一回看守教誨課程を了へ本年四月三十日卒業證書を授與せられたる諸氏左の如し

青柳竹之介氏 下川巳之松氏 河田 正長氏

稻原市太郎氏 荒井 良助氏 加藤 正勝氏

○監獄會議

埼玉縣監獄署にては五月四日より監獄書記、看守長及各支署長を召集して獄務改良上緊要事項を議し同八日閉會したり

○看守精勤證書

兵庫縣に於ては今回左の二氏に看守精勤證書を授與せられたり

洲本監獄支署諸看守 井上金次郎氏 齊藤 元氏

大分縣に於ては四月三十日左の諸氏に看守精勤證書を附與せられたり

井上 朝二氏 金林勝三郎氏 井上 忠良氏

岡部 正篤氏 木岐三千次郎氏 山口道太郎氏

○監獄教誨師聯合會議事錄

同議事錄は近日印刷に付し會同員其他有志者へ頒たるゝと云ふ又會同諸氏の宗派別等は左の如し

一 番 青森縣教誨師 本派 那須 寂湛氏

二 番 石川島 大派 三浦 六雄氏

三 番 千葉縣福岡 本 三浦 覺證氏

四 番 新潟 本 光山 大雲氏

五 番 静岡 本 井邊 淨益氏

六 番 土浦 本 島田 敬順氏

七 番 横須賀 大 高橋 堅雄氏

八 番 茨城 本 横湯 僧潮氏

九 番 福島 本 三川 玉鳳氏

十 番 山形 大 原 精一氏

十一 番 秋田 本 多田 義觀氏

十二 番 新發田 曹洞 川崎 重光氏

十三 番 愛知 大 千葉 知養氏

十四 番 宮城 本 朝倉 法雲氏

十五 番 千葉 曹 大峰 祖胤氏

十六 番 白河 本 大網 信成氏

十七 番 山梨 本 藤井 香曉氏

十八 番 宮城集治監 儒 藤吉 智教氏

十九 番 埼玉 本 吉田 淳孝氏

二十 番 川越 曹 大佛 補教氏

廿一番 熊谷 本 島田 顯明氏

○兵庫縣笹山監獄支署教誨堂
中嶋頑雄氏外一名の發起に係る全支署へ教誨堂建築寄付の儀は豫て許可を受け造營工事中の處漸々落成したるに付き五月一日假入佛式を舉行したり

廿二番	千葉	曹	富士原大岳氏
廿三番	千葉	淨土諸宗總代	小山了運氏
廿四番	長野	本	大山達門氏
廿五番	神奈川	儒	飯田直之丞氏
廿六番	栃木	本	井手圓純氏
廿七番	高田	本	平原惠隆氏
廿八番	三重	高田派	牧野龍曉氏
廿九番	東京集治監	儒	岩崎恒心氏
三十番	岩手	本	伊丹家氏
卅一番	青森	大	風至法梁氏
卅二番	市ヶ谷	本	西光主計氏
卅三番	群馬	本	豐田巍秀氏
卅四番	東京集治監	本	後藤誠諦氏
卅五番	埼玉	本(副會長)	下間鳳城氏
卅六番	市ヶ谷	本(會長)	多田賢順氏
內譯	本願寺派廿二人、大谷派五人、曹洞宗四人、淨土宗一人、高田派一人、淨土宗一人		

之に反し屢々犯罪處罰せらるゝものに社會の有害物たるに勿論なれど此輩に懲罰傳染を防護するの必要もなく不完全なる監獄に拘禁するも妨げなし只可成就役を強制して力食の習慣を養生することを要するのみ而して此輩を教導犯人より久しく周圍に拘禁するは社會の必要より謂ふも正理公道より論するも尤も望まざりし事にして自其義利法改正其の理由書にも曰く職業的又は慣習的犯罪者に其判官に法定上の義務を盡し其の刑を加重せざるべからず而して其加重の割合に其犯罪の度數に因るべし而して何れの國に於ても習慣犯罪を對する防禦策に嚴に之を張れり

放免因保護の道開到せるも亦再犯者の多き一原因なるべし放免因保護會社は第一放免囚徒に出獄後直ちに正當なる宿所を得せしむる事第二夫の慣手長技に應じて仕事の日入を爲し出獄後進歩しに正義に従はしむる事第三確固たる業務の見込あるに非ざれば可成り暗晦の工錢を交附せざる事等之主となし然れども保護會社は貧民救助會社授業會社の如き組織にするは甚だ其當を失ふ所となれば折角監獄にて罪年數初犯數等により區別を設立し保護適當の道を圖りたるも之を授産場、の如き組織にするは犯罪人共同聚場に復するに如き要に於て監獄の目的を害するなり又た保護會社の設立に關し最も關係あるは監獄、警察、工業會社等なり是等の關係は互に氣流を通じ關係を盡す事には實に必要なり彼等囚人は朝監獄を出つるや多くは氣流を通じ保護會社の春夢に永日の體物を散せんとして直ちに復却道に踏み入り遂に再び罪を犯すの境遇に陥るもの多し此等放免囚徒の保護の道不行届なる爲よは社會に於ても其責を免れ難く保護會社の設立固極端の道不行届なるべし會社に於ても囚徒作業の點に於て異説紛々たり或は囚徒の作業は官工たるべし囚徒の官に保護人となりて囚徒の製造に係る物品等を販賣するは民業と競争するものにして官は商業なりてはさへからずこの原則に背く曰く囚徒の作業は其利益ならんより軋る身體を勞働するの甚しき作業に附せしめるべからず然れども是れ何れも經濟上の觀察に迂なるものなり抑も作業の利益は誰れも歸するべし監獄費の幾分償ひ(二)は放免後生活の資本を得せしめ(三)は無職無頼漢をして生産に従事せしむるは社會の利益なり然し官工業資本を出し物品を製作せしめ之を市場に販賣するは甚だ不適當なるに相違なし雖とも官工事及請負作業にして利潤執行の目的に反せざる以上は可成作業の途を擴張し販賣を求むるは社會に益ありと信す

而して監獄の改良を圖るの道はにして足らずと雖とも監獄の改良を圖るに主因となする者は實に監獄費の支出法にして余は尚より監獄費國庫支辨論を主張するものなり併し余は絕對的に監獄費を國庫支辨せざるべしと論せず只して地方稅負擔にて改良し出來得る者ならば是非之を國庫支辨にせよと

の改良を圖るに都合よし然るに昨年の通常會に於て此の道理あり便益あるを以て改良の目的を達する事難く之を國庫支辨なしに地方稅支辨に歸せし然れども之を遂げしに照し及將來を察するに地理上監獄監獄費國庫支辨案を一抔に廢棄したるは痛惜すべきなり余は此議案が再び五月の議會に提出せらるゝあらば議會は吾人をして痛惜を復たひせしめざる事か希望す

(26)

(明治廿五年四月二十一日中央新聞)

●八年振りに逢へる　岡山縣勝南郡八重井村下山佐二郎方同居村上牛次郎（二十四月）云へるは、八年以前に於て其後遺財々を流れ渡りて岡山其執行に於て軍警約五ヶ月監視六ヶ月の欠帳裁判を受けし頃、此の書面來りしに、然れ居り昨午年井上孝次郎と爲名して神戸に來たり同地監獄署の看守を勤め居りしに突然其母國より其許請ひて神戸に居ることの評ありとの事而來りしに、今孝次郎は拘りて直に絳職の上當大郎に通へたり北區信保町二百四十三番邸矢野榮吉方に止宿して自分は今度陸軍の用達を受負ふ筈なりと大膽言を吹き居りしを北警察署の特務に怪しまれて去る十二日拘引して取調られたりしかば、二階に入りしを正白犬と見せしめて以て修二監獄へ押入れし。

(明治廿五年四月十五日大坂自由新聞)

生置はた横柄に暴飲をコキ使ひしより流石にチヤキ〜の江戸ツ子肌然たる女學生
 りとて堪忍せず「あなた方は何のお役目ぞ知らぬツウ〜威張るものではござ
 肝腹心も義等もコナナ目にも會たは今日が始めて一生覺えて居りませう」ヤ
 肝腹心は跳ね返りて「さう舞臺さうは」お客の先生大に器量を下けしよ〜成程
 田舎彼人の分際にては得て有勝のとなるへし

(明治廿五年四月廿八日中央新聞)

●接見の手を改正せし(牛歩生)
●許すに毎日人員六十人限り出頭時間の順序を以て一番より六千番迄の札を渡すなり然るに在監人は多き時は千人の上に出て少きも五六百人に下らず札多數の在監人に接見人を許すに漸く六千人の制限ならは初くも接見せんとすまたれるも夜半若くは前宵より門外に待ち明かすにあらずんば到底札を手に入れらるること能はず假令検査權の下にあるとは言へ未だ自由人たる未決監人に筆子若くは親族が面會せんとするに此の如く制限を嚴にするは如何

(明治廿五年四月廿七日時事新報)

●監獄改良方案　過般來内務省警備局にて調査會議し監獄改良方案は此の程漸く脱稿を告げたるを以て幸ひ之れを地方官會議に提出して各縣知事の意見は諮問せしに或は幾多の修正説を唱ふる者ありたりと雖さも結局大體上に

就ては孰れも賛同の意を表したれば第三議會に於て首尾能く監獄費國庫支辨案にして通過したらんには直ちに該案を實施する都合なりと云ふ

●奇異なる禁酒法　那威、瑞典に於ては大酒亂世の締まりある者は其罰として之を禁錮し禁錮中は麵包及酒を予へて更に水を予へ朝暮牢基にパンを持ち来る前に必らず一時間之を酒の中に浸し置きて然る後待て来りて四人に食せしむ初めは高ひ食へとも八日経れば四人は之を爲め嘔氣を催ふして終に之を退けて食せざるに到り斯くして其の大酒の癖は改めざるなり

(明治廿五年四月二十日國民新聞)

● 竊しき差入物 昨日當監獄への差入物に販菜の類にて朝九十個晝百二十個
 晚七十個又對面を願ひ出して者六十人差入物屋喜んで曰く是て今撰果様也
 (明治廿五年四月九日高知日報)

● 監獄費法案特別委員 貴族院に於ける監獄費國庫支辨法案特別委員は左の
 如く當選せり

監獄費及監獄建築修繕費國庫支辦法案特別委員

三浦安氏 清浦奎吾氏 谷干城子 小原重譏氏 富田鉄之助氏
渡邊甚吉氏 龍口吉夏氏 清棲家教伯 王親町實王伯

(明治廿五年五月十一日朝野新聞)

●國庫の財源如何 監獄費國庫支拂の如き地價修正案の如き孰れも直轄に國庫の財源に關する諸問題眼前に横はり居るにそ今や衆議院に於ては國庫の財

源如何と云へる事一の問題と爲り居る程の次第なるに折柄丁度豫算委員會の方計中にも鐵道發目千二乗上等は國庫の材原の許す限りに於て之を爲す事等

の關係あるより同委員會に於て政府委員に對し國庫の財源如何を質問したる

に現今の有様にて格別の異状なき時は年々四百五十萬圓位の餘剰を告ぐる見込なりと答辦したるよし
(明治廿五年五月十一日時事新報)

●監獄我國庫支辨同盟會 監獄費を移して國庫支辨と爲すは吾輩生平の持論にして其の民力水養の最良方法たるは吾輩の既に屢々論述する所而して東京

經濟雜誌記者は其第六十八號に監獄費國庫支辨同盟を組織するの必要を説き

府縣の監獄費を國庫支辨に移されんことを政府に建議したる地方議會は廿

四會にして、其の建議數は廿四なり、又其の人口ハ二千三十七萬餘人にして全國總人口の半數以上ニ居れり、余輩ハ此等の地方議會ニ在りて此の建

議を爲したる議員諸氏が卒先して同志者を糾合し、一大同盟會を組織して

大に運動せられん事を希望に堪へざるなり
 と既に然り監獄費を國庫支辨に移すは府縣會の之を是とするもの二十四會の

多きに及ふ以て地方人民の意向如何を察するに足る吾輩は記者の言ふ如く此

の法案に同意の有志議員の内と外とを通じて一大同盟會を組織して其目的を貫徹するに勉めんと希望す (明治二十五年四月十三日國會新聞)

●暗黒なる監獄

新たに監獄より出て來りし者に接するに、往々獄中の取扱、法律規則の外に達出したる荒唐あるを發く。若し其言ふ所に於て果して信ならば、奇々怪々、誠に以て立憲政治にあるまじき事にして、之を内にしては人權の消長に關する甚大な、之を外にしては國體の依倚を失ふること決して輕からず。

監獄は固より世に忘れられたる所也、天日の光徹せざる所也。勞苦を以て囚人の罪惡に償ふ囚人をしる罪惡を懲罰せしむるの兩主意に成るものなれば自由寛厚、社會を息する、同一の幸福を享くへからざるは、固より明白の道理なり。然も、然も出監人傳ふる所の十分の一の荒唐なり。之れ世に立憲の時代に於て、獄中のみは虐政の時代なるもの也、社會は光明春風に満ちて、獄中のみは滿洲若しくは西北邊境の光景を存するもの也。思ふに傳聞する所の苛虐は、決して其十分の一も存さざるべきは、吾人が明治政府の面目に對して信せんと欲する所なり。雖も、併かも出監人の言、また決して全く虚言なりと排せざるべからず。彼れ詐偽取財にあらず。彼れ盜賊にあらす。面目を重んじ、信義を重んじ、觀察の明ある政治的囚人に於て、其面目を以て其言の信實なるを保護する者なり。是もまた思ふべきべからず。吾人、外に我が政治を評して「諸君頻りに法制の進歩を稱するも、一步監獄の中に入れば猶ほ舊の舊也。斯の如くして猶ほ我々外人をして甘んじて貴國の法律に従はしめんとす。何ぞそれ思はざるの甚しき」と云ふを聞く毎に腹下に痒せんはあらざる也。

世に獄事改良に關する會合なきにあらず。然れども其目的とする所は、如何にして費用を節すべきか、如何にして囚人の逃走を防ぐべきか、と言ふが如き、防禦的の主意に外ならず。眞個に人間を愛し、人權を重んじ法律によりての外、一毫も無實の苦刑を受けしむるを主とする者に至ては、吾人未だ之を聞かず。吾人は獨り社會改良のみならず、獨り宗教家のみならず、人權を重んずる政治家も、最早や此の際に苦悶するの時機たるを信する也。此事につきは、社會改良家、宗教家等は一而より進むべく、政治家は其權限によりて進むべく、而して差むき地方議會の議員は、監獄を巡視して察する所あらんことを望む。前年大坂府の議員が發見したる如き事は、意外の處に伏せざるも云ふべからず。吾人はビスマルク、ナポレオン輩の出でんよりは、寧ろ手短かに、ハッルドの徒の出でんことを望むべく、待つべき事なり。

東京警務統計報告に據る

Table with 4 columns: Year (二十一年, 二十二年, 二十三年), Category (府縣監獄囚徒, 府縣監獄囚徒, 府縣監獄囚徒), and Amount (人, 圓, 圓). Rows include statistics for various years and categories.

信する也 (明治廿五年四月二十三日國民新聞)

●監獄經濟の開啓

余は監獄の經濟を開ふと題し左の一文を監獄會議に寄せたり。毎日新聞第六千三百四十三號(廿四年一月十七日)を見るに島田三郎君の監獄費に關する意見あり以て監獄費を國庫に移すの不可なるを論議せり。其要旨を摘録すれば左の如し。第一明治廿三年以前には國會なく同廿三年以後には國會あり國會なき時は國稅を國庫除給するも人民に其用途を議するの權なかりし國會開けし後租を地方に負擔するも地方の費用を國庫に納るゝも共に之を議するの權あり故に地方にても國庫にても實際に節儉し得る方を可とす。第二國庫支辨より地方に委ぬる方取給嚴重にて無駄なき事。第三囚徒の食料買入にも國庫にて取扱ふ時は御用商人の手を經れとも地方にて辦すれば地方議會にて米麥の相場を正し建築も監督し囚人の作業にまて注意の行き届く事。右は演說的の議論なれば別に論ずるを要せず或は然るものあらん。島田氏は其證據として左の事を提示せり。最近の調査に據れば(政府提出議案參考書に據る)國庫及び地方費の維持に關するものは左の如し。

●監獄經濟の開啓

Table with 4 columns: Category (國庫, 地方, 未決囚, 囚徒), Amount (圓), and Amount (圓). Rows show financial data for different categories.

然るに幸哉數十年の後法學士諸々(實は多少責任ある一官吏)なる者あり之れが答案と云はれされ國庫支辨の監獄費と地方稅支辨に關する監獄費の比較に就てと題し其異なるを以て陳述したりし余今議論の複雑を避けて其要旨を撮み左に之を摘記す。第一集治監獄と地方監獄とは被服食料服役其他に關し規則上相異あり。第二兩者囚徒に相違あり即ち集治監獄は假令監獄の囚徒は徒刑流刑及舊法懲役終身の男囚にて其年齒丁年以上にして且壯健にして勞役に服する者なり。現今婦女は懲役終身の者六名に過ぎず。府縣監獄の在監人は徒刑流刑の婦女懲役以下の處刑人、刑事被告人及懲治者にして男女相混し服役する者あり服役せざる者あり又幼年囚あり(本年未滿)攜帶乳兒あり別居留置者あり。第三府縣監獄の刑事被告人は被服食料服役其他に關し規則上相異あり。第四集治監獄の囚徒は多分の食料を要す(大抵八合食なり)食料優遇の爲め幾分の食費を増す、勞役烈しければ被服費を増す(汚穢なる故なり)。第五集治監獄囚徒は北海道に護送の費を要し又北海道にては被服費の多分を要す。第六集治監獄所在地は(殊に北海道の如き)物價高直の地方なり府縣監獄所在地は全國を通し割合に物價低廉の地方なり。第七生は右の如く兩監費用の異なるべき理由を擧げて吾人に示し尙ほ府縣監獄在監人諸費中に就き囚徒の種類異なるが爲め其費用の異なる例として次の表を示し。

Table with 4 columns: Category (囚徒, 囚徒, 囚徒, 囚徒), Amount (圓), and Amount (圓). Rows show financial data for different categories.

●監獄經濟の開啓 (承前) (明治廿五年四月二十一日國會新聞) 明治廿五年度通常費預算比較

第一條 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案
地方稅支辨ニ費目ニ府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ハ明治二十六年度以降國庫ヨリ支辨ス

第二條 府縣監獄ニ關スル土地、建物、器具、素品、製品其他ノ物件ハ明治二十六年年度以降總テ國庫經濟ニ移ス

府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案理由書
府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ性質タル宜ク國庫ノ支辨ニ屬スヘキモノニテ且行刑上ノ公平ヲ保チ獄務ノ改良ナル圖ルノ點ニ於テモ之ヲ國庫ノ支辨ト爲スヲ必要トス其理由左ノ如シ

第一 監獄ノ費用、其性質國費ヲ以テ支辨セサルヲ得サルモノトス抑犯罪ハ第一法律ニ對スル所爲ニシテ犯罪者ヲ拘禁シ刑罰ヲ加フルハ即チ國權ヲ以テスルモノナリ而シテ監獄ハ犯罪者ヲ拘禁シ刑罰ヲ執行スル所ナリトス故ニ監獄ニ要スル所ノ費用ハ宜ク國法執行ニ關スル費用即チ裁判所ノ費用等ノ同一途ニ出ツヘキナリ

第二 府縣監獄費ノ地方稅支辨ナルカ爲成ル地方ニ過分ノ監獄費ヲ負擔セシムルノ弊アリ現今ノ制ニ依レハ甲地ノ者乙地ニ在テ罪ヲ犯シ乙地ニ於テ捕ニ就キタルハ其就捕地ニ於テ其拘禁ノ費用ヲ負擔シ乙地ハ犯罪ノ爲直捷若クハ間接ニ損害ヲ被リタル上ニ其就捕地タルノ故ヲ以テ尙該犯監獄ノ費用ヲ負擔セサルヲ得ス又甲地ノ者乙地ニ於テ罪ヲ犯シ乙地ヲ丙地ニ入ルトキハ丙地ニシテ其負擔ニ任セサルヲ得サルヲ以テ都々幅輻轉ノ地其他交通便利ノ地方ヲシテ過分ノ監獄費ヲ負擔セサルヲ得サルナリ

第三 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ト爲ストキハ管理上過四上其他諸般ノ事項ニ就キ統一ノ實ヲ圖ク一層整齊ナル改良ノ成績ヲ見ル

●紳民黨と細民黨 特別地價修正に只た田畑を所有する紳民を利するのみ細民は其澤を蒙らず監獄費國庫支辨は實際地方税を負擔する總ての細民を休養するを得へし左れば彼の民黨と稱して地價修正を主張する人々を紳民黨と云ひ一般細民にも休養の成を得せしめんとする監獄費國庫支辨を細民黨と稱すへしといふものあり成程好名稱なり (明治廿五年五月一日中央新聞)

●大罪人獄中に絶死す 去二月廿三日の夜養父万五郎(六十八)を縊り殺しなから密に病死の休まなし埋葬の際に至り發覺して捕へられ赤坂區新町三丁目十三番地左官職中村庄五郎は其後鍛冶橋末決監に在因中の處一昨夜横暴無賴にて縊れ死せり

●清樸伯の監獄巡視 貴族院議員清樸家教伯は明治廿五年五月十日讀賣新聞に於て神戸より當地に來り直に堀川の監獄に至り前田典獄に面會し各監房并に諸工場を巡視し在監人の狀況其他職務に就き精しく質問する所あり尙監獄に費國庫支辨の問題に就ては同件の會議會に出て上商詢問を要するもあらは亦又支辨を煩ふと云ふもあらんぞ據め其依頼をなし置ける由又同氏は典獄に對し是等事項に就て調査せしに監獄年因の數等をも問合せたりと同氏は是に當地に於ける用向を終へたれば直に梅田より京都に向ひて出發したるも同時に同様調査をなし歸京の途に上らんとす (明治廿五年五月七日大坂朝日新聞)

●監獄費法案を貴族院に提出したる理由 政府は此度監獄費國庫支辨法案を貴族院に提出したる此事に就き民黨新聞中故障を述ぶるものあり其說に曰く同法案は經費に關するものなるを以て貴族院に於て衆議院に先ち之を議決

せば其經費總算の大体を認むるに同しく衆議院の豫算先議權を冒すの嫌ありと然れども同法案の豫算にあらずして唯た其豫算の大体を可認し衆議院の先議權を提出するに差固なきは勿論にして唯た其豫算の大体を可認し衆議院の先議權を提出するも如き親なきにあらずとも凡そ如何なる法案と雖ども全く經費又は國除せざるもの殆ど稀なり衆議院は此事あるを知るが故に前年政府が那郡縣裁判所設立法案即ち設立經費を要する議案を貴族院に提出したることも別に附に衆議院の議に付へず若し夫れ經費に關係ありとも凡て前に貴族院前に提出するに能はざるに至るへし畢竟此等の事は政界問題に屬し其前に執へて提出するも業より政府の隨意なり是れ政府が前に監獄費法案を貴族院に提出したる理由なりと云ふ

(明治廿五年五月八日朝野新聞)

●地價修正並行派の會合 特別地價修正と監獄費國庫支辨の並行説を執る一派の諸氏は昨日午後三時頃より溜池の舊巴俱樂部に集會を催ふせし其出席者は植田理太郎 植田一郎 村山龍平 野野村景孝 川島宇一郎 角利助郎 小路與平治 川越二雄 曾我部道夫 川貝田大輔 橋本善石前門 林田謙九郎 伊東結實 加藤六藏 森木蔭吉 大東義徳等の諸氏二十餘名にして特別地價修正額を一億五千萬圓と爲し貴族院通過の上政府之に同意せし政府より提出する監獄費國庫支辨案に於て賛成し是の議案に付協議を爲す由

(明治廿五年五月五日郵便報知新聞)

●監獄費國庫支辨法案に付き内務大臣の演説 副島内務大臣は昨日午前貴族院に於て左の演説をなしたり

廿有餘の府縣より願出して其言葉を採用して措へたる法案でふまりなりには地方税の負擔を輕くして一に監獄觀を帝國全地に通しまして平すむる爲めの必要なるものにて御座ります願はくは原案の御同意を願ふ

(明治廿五年五月十日朝野新聞)

●議會取議 昨日の上下兩院事々太簡か 副島内務大臣上院にて監獄費及勅令承諾の兩案提出の理由を辨す其就く所簡潔直截一語請ふ一贊言なくれを文章に譬ふれば泰漢以前の文を讀むか如く古色唐然たり併し今日の如く無駄口きを以て能辯なりと心得たる世の中には大臣の演説寧ろ太簡に失ふの譏り莫き耶非耶

●貴族院 五月十一日午前十五十分開會

豫算委員長 左の報告をなす

豫算委員長 谷 千城 同副 林 友幸

請願委員長 織川篤哉 同副 三浦 安

府縣監獄費及監獄建築修繕費國庫支辨に關する法案の正副委員長に特別委員長 谷 千城 同副 清浦奎吾

●北海道善後の經綫

拓地植民の不易を鑒定するの勞力、四徒

北海道に新府組建の案及び縱橫鐵道を敷設するの議、拓地植民の不易を鑒定するの案及び築港の議、吾輩業既に之を立言し且つ興業銀行の訓を應用して移民住民を保護し刑法を改正して富強の興行を許可し以て拓地植民の不易を鑒定するの資本を之に需めんとするの案を出せり既に然り拓地植民の不易を鑒定するの資本を吾輩其出所を案出する而して之に使用すや勞力は何處に乎かめんとするは是れ吾輩「稽查研究」すべき問題とす北海道の事業に使用す勞力は何處に需めんとするの云は、或は答て曰はば「一成程北海道に新開地なり土地廣漠にして人口稀薄勞力を北海道内に需めんとするは或は艱難ならん且つ其の費銀も亦た高貴ならん然れども幸ひに内地には人口繁雑して勞力過溢せり何んぞ其の出所を患ふんや」とすは是れ用ひん」と然れども是れ一片の妄想に過ぎき北海道の氣候は寒冷なり故に衣は厚ひん」に在る際より可食は内地に在る際よりも豊かにせざるへからず況んや新開地の常とて諸價の物價は高貴に快樂は少き處なるに遠く海山を渡りて北海道に到り勞力に於此處に少くも内地にて博し得へき費銀の四五割増にあらずんば誰れか好んで此處に赴く者あらんや然れども内地の費銀に四五割増の勞力を以て北海道事業を舉げんとする吾輩は特に其の不經濟なるを知る果して然らば之れを何處に乎需むと云く四徒は是れなり

想ふに監獄費の巨額なる國家の經濟の事此れに過ぎず況んや此事既に美事ならず頗る外間を隔るべきものあるをや而かも其費や宛如として近衛、六兵衛、屯田兵の兵卒費と相伯仲す試みよき者

年次	陸軍兵卒費 圓	監獄費 圓
明治二十年	四、三〇七、八五〇	三、七九六、一三〇
同 十九年	三、七七一、七六二	四、〇四三、〇四一
同 十八年	三、三八二、九九二	三、三六、五四一
		(九ヶ月間)
同 十七年	二、九九五、九五八	三、八六、二一〇

即ち護國兵丁の費監獄費と相伯仲するのみならず後者の寧ろ前者に優過すか如きは國家の經濟、國家の体面上、最も警省留心すべきの事とす是にて、西洋の諸國植民地を領有せるは必らず四徒を此處に移し以下（二）時役なる費銀を以て未開不毛の土地を開墾せしめ（三）一定せる規則の下に使役（三）監獄の費用を省略し（四）逃亡を防禦し（五）自然界の廣漠たる處に移し以て人工界より遠く自ら再び犯罪せんとするの誘惑を減少せしむるもの往然り我々北海道の地封疆の間に在りて雖も宛如として我々殖民地乃ち此處

[illegible]

本支署名	官獄監 醫獄監 師誨教	守看	雇女 締取監	丁押 師業授	囚犯初 再見 以上四ノ	人被告 懲罰別房 留置乳帶	本支署名
福山支署	一	一	一	一	三	二	大村支署
江差支署	一	一	一	一	一	一	島原支署
壽都支署	一	一	一	一	五	一	平戸支署
厚岸支署	一	一	一	一	二	一	福江支署
京都府監獄	六	九	六	八	八	七	武生水支
園部支署	一	一	一	一	一	一	嚴原支署
福知山支	一	一	一	一	二	一	新瀉縣監獄
伏見支署	一	一	一	一	三	一	高田支署
宮津支署	一	一	一	一	四	一	相川支署
大阪府監獄	六	五	八	二	七	二	長岡支署
堺支署	一	一	一	一	一	一	新發田支
神奈川縣監	一	一	一	一	一	一	埼玉縣監獄
入王子支	一	一	一	一	一	一	熊谷支署
橫須賀支	一	一	一	一	一	一	川越支署
小田原支	一	一	一	一	一	一	千葉縣監獄
兵庫縣監獄	一	一	一	一	一	一	福岡支署
姫路支署	一	一	一	一	一	一	木更津支
洲本支署	一	一	一	一	一	一	茨城縣監獄
豊岡支署	一	一	一	一	一	一	土浦支署
笠山支署	一	一	一	一	一	一	下妻支署
龍野支署	一	一	一	一	一	一	栃木縣監獄
長崎縣監獄	一	一	一	一	一	一	栃木支署

本支署名	官獄監	醫獄監	師獄教	看守	屋	婦監女	丁押	師業授	囚犯初	以上再犯	人被告	人治懲	留別房	乳兒
赤間關支	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
萩支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
德島縣監獄	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
鳴門支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
香川縣監獄	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九龍支署	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
愛媛縣監獄	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
宇和島支	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
西條支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高知縣監獄	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
中村支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡縣監獄	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
小倉支署	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
久留米支	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大分縣監獄	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
杵築支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐伯支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竹田支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
豆田支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中津支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀縣監獄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
唐津支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本支署名	官獄監	醫獄監	師獄教	看守	屋	婦監女	丁押	師業授	囚犯初	以上再犯	人被告	人治懲	留別房	乳兒
熊本縣監獄	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
八代支署	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
町山口支	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
宮崎縣監獄	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
都城支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
延岡支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沖繩縣監獄	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
東京集治監	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
宮城集治監	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三池集治監	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
兵庫留置監	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

(以下次號)

○前々號の統計 前々號に掲けたる本年一月分月末現在表は創始のおと故各地の通報遅々たるを免かれざるのみならず誤脱も尠なかつさりし就ては該月分は該號丈けに止め二月分以降よりは必ず急速各地の報道を得假令號を重ぬるも全國漏れなく掲載すへし

廣告

緊急廣告

内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

○英國獄事情 全壹冊 代價郵稅共金二拾八錢

○歐米監獄事情 第十冊迄既刊 壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢

○佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共金二拾八錢

○監獄論 全壹冊 特別割引代價郵稅共金拾四錢

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共金七拾五錢

長野縣書記官小野田元照先生著

○佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共金二拾八錢

○監獄論 全壹冊 特別割引代價郵稅共金拾四錢

佐野尚君譯

○佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共金二拾八錢

○華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢

○監獄論 以下六書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得共同レモ獄事家ニ欠クヘカラサル最緊要書ナレハ本院ハ豫約ノ便法ヲ設ク申込五百名ニ滿ツレハ直ニ出版各其代價ヲ以テ速ニ送本可仕候間續々御申込被下度候

東京市牛込神樂町二丁目廿二番地

明治廿五年五月

臨池書院

先般東京築地本願寺に於て開きし監獄教誨師の會同にて決議せし大日本監獄教誨師通信所は廣く教誨師の氣脈を通じて教誨上の改良進歩を謀らんため設置したるものなり依て同盟を望するハ方は郵券二錢相添御申込有之度此段廣告す

東京京橋區築地三丁目八十九番地

大日本監獄教誨師通信所

內務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
內務省參事官監獄法制局參事官文學士久米金彌君序文
內務省警保局長監獄評議委員文學士久米金彌君序文
內務省警保局長監獄課小河滋次郎君著

必携**獄務提要**

完

完

○豫約法

〔本文上等舶來紙
表紙クロス金字入〕

製本 定價 像約減價 運送費

一部金五拾錢
一部前金三拾五錢
一部前金四錢

特別割引

特別割引 貳拾部以上一部金三拾二錢運送費
 入錢運送費一部金四錢百部以上一部金貳拾八錢運送費
 部支辨上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會費
 取組主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ノ分ニ限ルヘシ
送金 二拾部以上一纏メ申込ノ際前金ヲ要ス。二拾部
 テ二回ニ割拂込マル、モ妨ケナシ但月賦金送付遅延ス
 ルハ本都定定價ヲ請求スヘシ。送金ノ郵便便ハ銀行
 爲換トシテ本都宛送付セラレタシ宮城縣管内豫約員ニ限
 ル、ハ其持込貨ヲ加ヘラレタシ
 リ仙臺市大町書林木村文助ヘ向ケ申込アリタシ
申込 本年三月十五日限本復スハ勿論本書ハ今
 回五千部限印刷セシヲ以期限後若クハ期限内ト雖豫約部
 數ヲ超ルルハ不得止謝絶スルヲ在ヘシ
發送 本年二月十五日ヨリ申込ノ順序ヲ以テ郵便
 極メテ速達ヲ期スヘシ

警察監獄學會出版部

(明治廿五年五月六日遞信省認可)

本日大
誌 雜 獄 監

冊	●金七錢	●金四十二錢	●金八十四錢
半年分(六冊)	●金四十二錢	●金八十四錢	●金八十四錢
一ヶ年分十二冊	●金八十四錢	●金八十四錢	●金八十四錢
十行以下	錢二	錢五	錢五
十一行以上	錢五	錢五	錢五
廿一行以上	錢五	錢五	錢五
卅一行以上	錢五	錢五	錢五

(五号活字二十五字詰一行二付)

但交換廢
告ハ一切
謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尚

印刷者 寺井宗平

印刷所 東京並木活版所

明治廿五年五月二十日印刷出版

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

發行所
大日本監獄協會事務所

東京市淺草區黑船町廿八番地

東京並木活版所書店

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

全
臨
池
書
院

其外各書店